

令和 2 年度
第三者行為求償事務担当職員研修会資料

目 次

- ・ 国民医療費の動向等について・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 5
 - ・ 返納金等にかかる調定状況について・・・・・・・・ P 6 ～ P 10
 - ・ 国民健康保険の給付調整・給付制限、第三者行為代位求償について
 - ① 給付調整・給付制限、第三者による損害賠償請求権代位求償
及び事務処理について・・・・・・・・・・ P 11 ～ P 23
 - ② 法 6 4 条「損害賠償請求権」について・・・・ P 24 ～ P 34
 - ・ 第三者求償事務の実施状況報告書（様式 2－1）（様式 9－2）
の作成について・・・・・・・・・・ P 35 ～ P 38
 - ・ 第三者行為求償事務に係る相談事例について・・ P 39 ～ P 46
 - ・ 県運営方針及び保険者努力支援制度における評価指標
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 47 ～ P 48
- 【参考】
- ・ (国保連合会 参考資料集(No. 1-2)) ・・・・・・ 《 P 39 ～ 48 》
国民健康保険法に基づく療養給付の制限実施要綱について

令和 2 年 9 月 1 日 (火)

鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課

医療費等の動向(全国・鹿児島県)

(単位:円)

区分	28年度	29年度	30年度
全国	41.3兆	42.2兆	42.6兆
鹿児島県 (国保)	1,784億	1,760億	1,746億
一人当たり 医療費(県)	41.5万	42.6万	43.7万

※ 医療費については、MEDIAS発表「制度別の概算医療費」より。

保険者負担額等の推移(鹿児島県)

区分	28年度	29年度	30年度
保険者負担額 (円)	③ 1,334億	③ 1,420億	③ 1,415億
被保険者数 (人)	① 43.0万	① 41.3万	① 39.9万
レセプト枚数 (枚)	② 706万5千	② 691万1千	② 680万9千

※ 国民健康保険事業の実施状況報告書「様式2 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」より

内容点検及び返納金の調定状況等(鹿児島県)

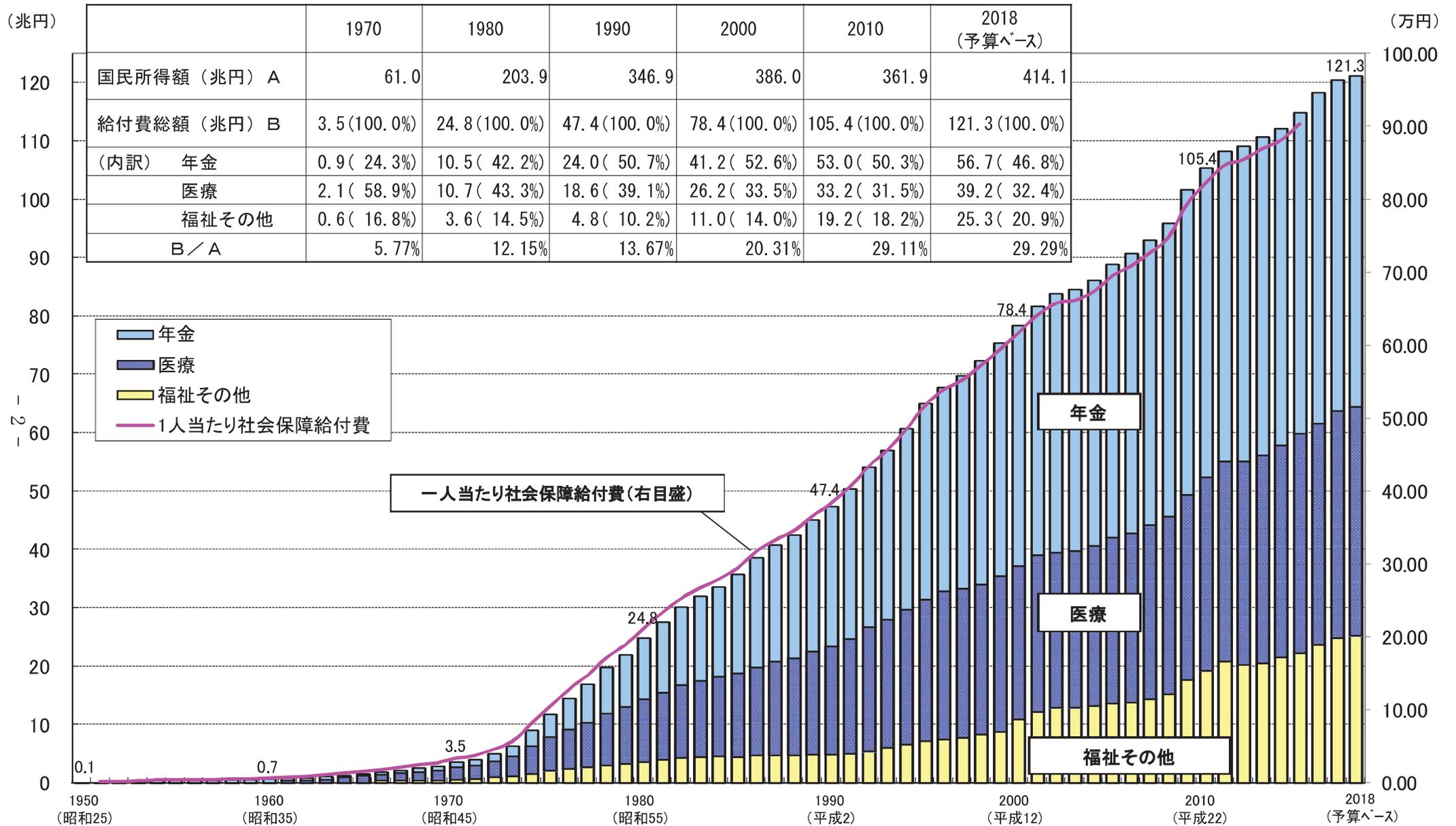
(単位:円)

区分	28年度	29年度	30年度
内容点検額	⑦ 4億1,347万4千	⑦ 4億5,183万7千	⑦ 4億3,786万0千
不正・不当	⑫ 2,149万2千	⑫ 2,348万0千	⑫ 3,721万6千
交通事故 (自賠償)	⑬ 2,765万9千	⑬ 2,097万7千	⑬ 1,646万9千
交通事故 (その他)	⑭⑮⑯⑰ 1億1,135万2千	⑭⑮⑯⑰ 9,890万4千	⑭⑮⑯⑰ 8,932万5千
業務上傷病	⑱ 0	⑱ 0	⑱ 0
その他	⑳㉑㉒ 1万2千	⑳㉑㉒ 75万7千	⑳㉑㉒ 65万6千
計	5億7,398万9千	5億9,595万5千	5億8,152万6千

※ 国民健康保険事業の実施状況報告書「様式2 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」より

(R2.01.20)

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度、2018年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2018年度の国民所得額は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成30年1月22日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2018年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

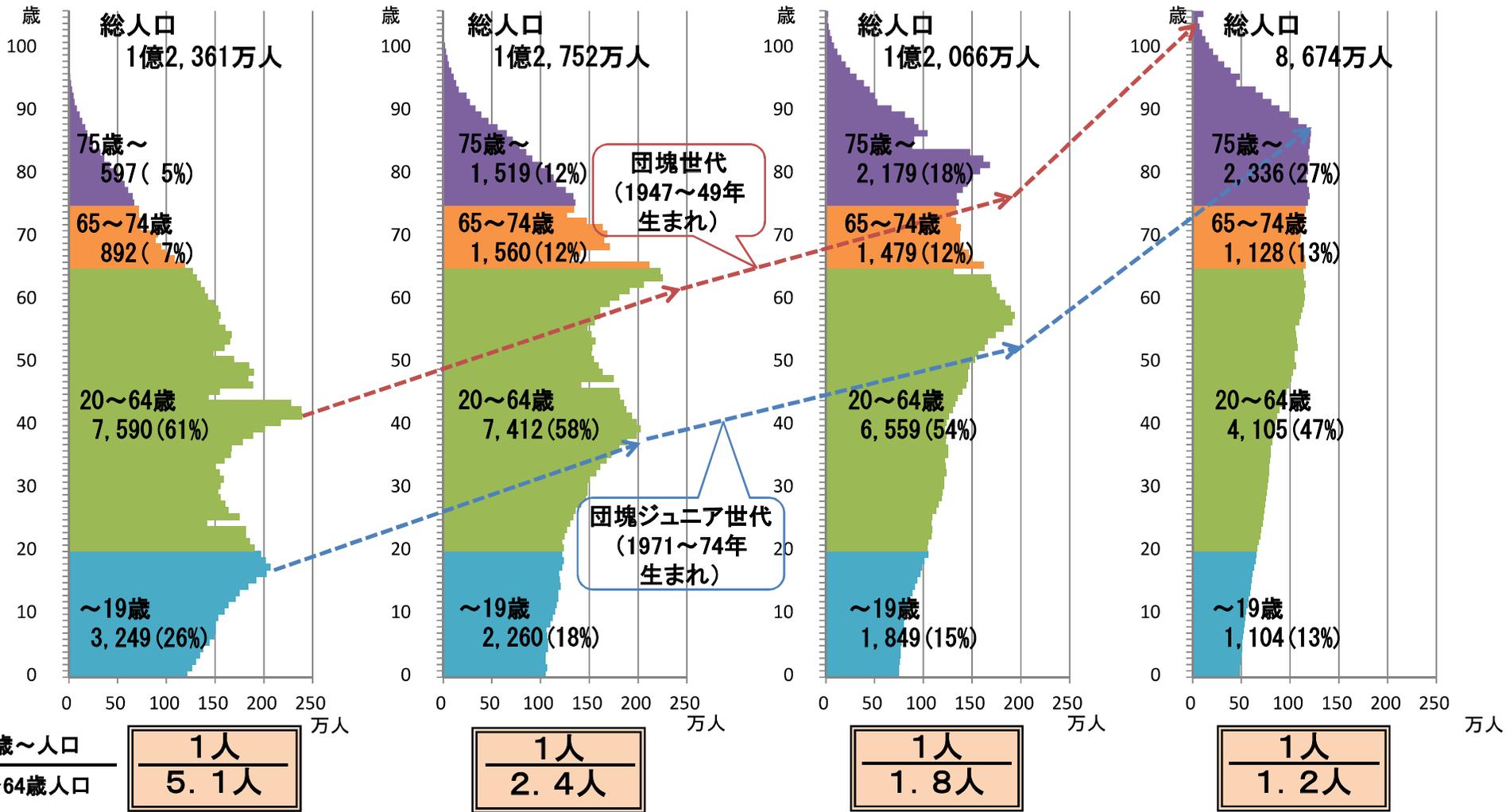
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

1990年(実績)

2012年

2025年

2060年



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

医療費等からみた年度別保険者負担額等 (単位:千円)

番号	保険者名	平成29年度			平成30年度		
		医療費	③ 保険者負担額	⑦ 内容点検額	医療費	③ 保険者負担額	⑦ 内容点検額
1	鹿児島市	55,204,379	46,245,465	150,334	55,755,271	46,926,793	131,758
2	薩摩川内市	9,702,720	7,026,028	11,211	9,457,921	6,868,283	14,895
3	鹿屋市	9,395,779	7,892,867	51,515	9,371,891	7,816,944	50,069
4	枕崎市	3,065,115	2,558,332	990	3,065,071	2,558,994	360
5	いちき串木野市	3,436,865	2,532,169	5,310	3,411,602	2,506,060	5,409
6	阿久根市	2,809,416	2,317,002	2,432	2,698,083	2,269,648	2,603
7	出水市	6,490,946	4,714,934	14,751	6,515,007	5,283,693	7,061
8	伊佐市	3,559,870	3,026,154	7,241	3,393,151	2,902,738	7,045
9	指宿市	5,557,752	4,683,710	14,224	5,628,544	4,699,239	15,471
10	南さつま市	4,763,742	3,486,547	8,796	4,707,972	3,439,358	6,597
11	霧島市	12,409,234	10,421,935	23,342	12,486,960	10,463,517	19,360
12	奄美市	4,398,792	3,153,721	55,435	4,159,659	3,492,041	57,072
13	西之表市	1,889,167	1,350,935	2,666	1,720,562	1,230,935	3,966
14	垂水市	1,913,952	1,372,966	2,207	1,780,001	1,510,046	364
19	南九州市	4,988,782	4,172,894	15,887	4,834,442	4,090,785	16,771
28	日置市	5,330,232	4,415,474	6,293	5,180,637	4,294,425	4,759
37	さつま町	2,741,358	2,313,700	1,135	2,666,428	2,219,991	1,663
48	長島町	1,614,087	1,160,763	2,724	1,593,539	1,159,807	5,176
50	始良市	7,954,559	5,807,914	10,784	7,897,933	5,764,455	8,973
55	湧水町	1,317,820	1,109,332	3,523	1,267,232	1,080,373	5,157
61	曾於市	4,573,277	3,826,924	11,987	4,561,467	3,296,389	11,611
65	志布志市	3,391,319	2,796,574	7,163	3,466,521	2,885,847	6,571
68	大崎町	1,641,562	1,176,922	2,102	1,565,718	1,127,264	945
70	東串良町	888,151	745,383	938	807,947	668,500	603
71	肝付町	1,990,869	1,978,892	2,016	1,875,412	1,359,311	1,510
74	錦江町	1,063,378	888,511	992	1,086,022	914,165	1,976
77	南大隅町	1,012,726	828,043	3,052	1,090,983	891,902	6,671
78	中種子町	975,646	697,611	2,245	942,972	677,163	1,390
79	南種子町	598,659	494,206	2,191	677,196	565,942	2,798
81	屋久島町	1,536,605	1,531,521	1,333	1,451,901	1,446,868	3,980
82	大和村	213,883	153,205	152	176,734	127,617	182
83	宇検村	218,667	182,625	129	198,481	144,588	464
84	瀬戸内町	1,163,098	836,030	2,976	1,023,965	739,589	4,609
86	龍郷町	764,399	650,770	6,539	683,006	582,450	644
88	喜界町	911,051	771,230	1,896	885,562	741,574	2,790
89	徳之島町	1,328,538	953,322	8,060	1,255,370	895,248	14,934
90	天城町	832,689	594,555	1,299	868,653	622,602	1,579
91	伊仙町	844,938	606,527	1,241	890,978	641,379	1,094
92	和泊町	699,535	508,414	1,676	732,314	533,877	2,372
93	知名町	708,995	508,555	503	763,531	546,337	1,977
94	与論町	643,784	469,718	360	575,618	408,750	534
95	三島村	57,791	49,357	35	55,839	47,178	117
96	十島村	114,495	84,801	107	87,735	62,730	112
301	医師国保	639,662	433,622	1,124	665,921	467,687	3,416
302	歯科医師国保	679,652	501,378	921	666,692	512,941	452
市町村		174,718,624	141,096,538	449,792	173,315,833	140,505,395	433,992
国保組合		1,319,314	935,000	2,045	1,332,613	980,628	3,868
計		176,037,938	142,031,538	451,837	174,648,446	141,486,023	437,860

※医療費(国民健康保険事業年報より)については、千円未満切り捨て

97.88% (医療費伸び率) (R2.01.07)

※国民健康保険事業の実施状況報告書「様式2 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」より

特定健診実施率及び医療費総額等の推移

番号	保険者名	27年度 実施率 (%)	平成28年度		28年度 実施率 (%)	平成29年度		29年度 実施率 (%)	平成30年度	
			一人当たり 医療費(円)	医療費総額 (千円)		一人当たり 医療費(円)	医療費総額 (千円)		一人当たり 医療費(円)	医療費総額 (千円)
1	鹿児島市	31.3	421,291	55,970,670	30.8	431,358	55,204,379	26.6%	448,984	55,755,271
2	薩摩川内市	59.9	446,320	9,721,745	59.3	465,381	9,702,720	57.6%	470,824	9,457,921
3	鹿屋市	35.1	366,160	9,731,805	37.2	366,093	9,395,779	35.8%	377,807	9,371,891
4	枕崎市	44.6	479,469	3,164,494	42.8	492,151	3,065,115	44.4%	507,462	3,065,071
5	いちき串木野市	60.0	506,982	3,573,717	60.1	514,501	3,436,865	60.6%	536,584	3,411,602
6	阿久根市	33.8	492,700	2,922,699	38.9	497,506	2,809,416	38.8%	499,738	2,698,083
7	出水市	40.9	433,136	6,589,299	41.0	445,837	6,490,946	42.1%	465,192	6,515,007
8	伊佐市	45.1	463,465	3,470,424	42.9	496,911	3,559,870	42.9%	490,198	3,393,151
9	指宿市	41.3	427,684	5,889,212	43.5	417,562	5,557,752	43.5%	435,107	5,628,544
10	南さつま市	55.8	509,284	4,885,049	53.4	518,249	4,763,742	53.4%	529,700	4,707,972
11	霧島市	47.3	440,025	12,548,203	46.7	449,969	12,409,234	44.2%	467,589	12,486,960
12	奄美市	34.3	336,343	4,380,191	36.7	358,939	4,398,792	37.4%	359,739	4,159,659
13	西之表市	38.3	371,910	1,951,040	37.8	375,058	1,889,167	36.8%	357,854	1,720,562
14	垂水市	49.9	468,579	2,040,195	48.7	462,531	1,913,952	54.1%	440,813	1,780,001
19	南九州市	52.2	443,184	5,025,268	56.0	460,857	4,988,782	53.1%	465,074	4,834,442
28	日置市	68.1	462,834	5,479,493	66.6	468,798	5,330,232	64.2%	469,346	5,180,637
37	さつま町	72.0	482,333	2,772,451	73.1	499,610	2,741,358	71.6%	508,957	2,666,428
48	長島町	43.4	427,211	1,611,440	43.2	441,007	1,614,087	43.0%	453,354	1,593,539
50	始良市	48.0	434,242	7,814,182	49.9	455,666	7,954,559	50.1%	465,707	7,897,933
55	湧水町	41.9	441,100	1,229,785	42.3	494,677	1,317,820	43.6%	500,882	1,267,232
61	曾於市	39.3	424,920	4,724,688	47.6	427,769	4,573,277	48.4%	435,753	4,561,467
65	志布志市	53.6	379,736	3,572,173	54.1	375,853	3,391,319	50.0%	396,219	3,466,521
68	大崎町	39.0	399,227	1,644,018	43.8	417,382	1,641,562	43.6%	412,140	1,565,718
70	東串良町	49.8	375,567	852,912	49.1	405,178	888,151	51.1%	380,389	807,947
71	肝付町	45.1	414,867	1,949,461	43.6	442,415	1,990,869	46.2%	443,360	1,875,412
74	錦江町	56.8	417,873	1,142,047	55.8	409,622	1,063,378	54.8%	438,265	1,086,022
77	南大隅町	59.7	411,927	995,628	61.3	435,581	1,012,726	59.2%	492,543	1,090,983
78	中種子町	44.9	349,568	979,490	44.7	362,963	975,646	42.9%	364,504	942,972
79	南種子町	42.7	341,945	646,617	43.2	339,184	598,659	45.7%	396,253	677,196
81	屋久島町	46.4	339,082	1,568,933	46.5	346,864	1,536,605	47.4%	340,024	1,451,901
82	大和村	44.8	440,764	214,652	48.6	457,993	213,883	47.8%	399,852	176,734
83	宇検村	44.0	421,484	226,759	33.2	410,257	218,667	54.2%	385,399	198,481
84	瀬戸内町	30.4	415,900	1,186,148	33.7	424,799	1,163,098	36.1%	390,677	1,023,965
86	龍郷町	47.1	410,860	761,323	46.1	433,333	764,399	46.2%	401,060	683,006
88	喜界町	40.4	319,013	840,281	43.6	364,712	911,051	42.5%	370,683	885,562
89	徳之島町	37.1	313,176	1,261,474	38.6	347,058	1,328,538	37.4%	341,783	1,255,370
90	天城町	34.2	349,060	809,469	36.2	375,423	832,689	40.0%	400,485	868,653
91	伊仙町	60.4	331,517	850,340	61.9	336,360	844,938	58.3%	368,477	890,978
92	和泊町	59.6	275,885	751,511	56.4	266,185	699,535	59.7%	290,255	732,314
93	知名町	50.6	312,632	759,070	47.5	300,294	708,995	51.5%	324,769	763,531
94	与論町	36.5	283,622	594,472	42.0	316,200	643,784	44.2%	290,716	575,618
95	三島村	35.4	387,026	48,765	55.8	444,544	57,791	66.7%	413,620	55,839
96	十島村	70.6	286,929	78,618	67.4	407,457	114,495	68.0%	342,714	87,735
301	医師国保	24.8	203,818	583,734	24.8	225,630	639,662	23.9%	247,370	665,921
302	歯科医師国保	76.0	133,989	620,771	76.0	150,532	679,652	78.1%	149,550	666,692
	市町村	42.5	419,492	177,230,213	42.9	430,469	174,718,624	41.3%	441,888	173,315,833
	国保組合	52.2	160,665	1,204,504	54.0	179,498	1,319,314	52.9%	186,379	1,332,613
	計	42.6	414,979	178,434,717	43.1	426,005	176,037,938	41.5%	437,313	174,648,446

対前年比較	↗	↘	↘	↗	↘	↘	↗	↘	↘
	23	13	30	24	9	28	22	15	32
医療費の伸び率	0.97 (0.971)			0.99 (0.987)			0.98 (0.979)		

※ 医療費(国民健康保険事業年報より)については、千円未満切り捨て ※ 実施率は特定健診実施率の略。 (R2.01.07)

※ H28年度までの特定健診実施率については、「鹿児島県国保医療費の現状」より、H29年度からは厚生労働省公表データを使用

※ 「対前年比較」の行の「矢印」の下に書いてある数字は、網掛けしてあります市町村の数です。

【レセプト点検を契機として、求償が判明した、レセプトの特記事項欄に「10.第三者」の記載があった分】

平成30年度 返納金等にかかる調定状況 (その1) (単位:千円)

(様式2-1)

給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの

区分 保険者名等	⑫ 不正利得・ 不当利得			⑮ 交通事故														
				自動車・原動機付自転車									自転車					
				⑬ 自賠責			⑭ 任意保険			⑮ 第三者直接求償			⑯ 個人賠償保険			⑰ 第三者 直接求償		
				件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額
1 鹿児島市	120	463	6,318	17	101	2,596	30	187	27,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 薩摩川内市	130	253	7,958	6	22	375	2	14	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 鹿屋市	150	205	1,740	20	8	1,709	2	20	3,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 枕崎市	21	46	394	2	20	533	4	17	618	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 いちき串木野市	16	83	541	1	4	85	0	0	0	1	2	6	0	0	0	0	0	0
6 阿久根市	18	18	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 出水市	87	136	1,684	7	10	723	2	4	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 伊佐市	10	18	326	1	3	18	2	15	5,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 指宿市	56	166	801	7	31	992	0	0	0	1	2	65	0	0	0	0	0	0
10 南さつま市	14	36	250	7	32	902	5	43	263	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 霧島市	55	164	3,345	11	43	3,389	5	39	1,427	0	0	0	1	4	32	0	0	0
12 奄美市	31	45	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 西之表市	3	3	113	2	3	12	1	5	1,491	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 垂水市	17	23	317	3	31	367	1	21	9,739	1	15	60	0	0	0	0	0	0
19 南九州市	36	66	3,417	2	3	33	1	10	1,286	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 日置市	33	76	974	5	19	178	3	26	1,592	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 さつま町	3	12	53	1	7	59	1	3	1,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 長島町	7	18	2,861	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 始良市	47	81	694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55 湧水町	6	144	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 曾於市	6	19	336	6	22	1,781	8	55	5,087	4	36	120	0	0	0	0	0	0
65 志布志市	15	26	138	7	60	528	5	76	19,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68 大崎町	4	6	76	3	5	456	1	7	4,541	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 東串良町	3	3	107	1	1	3	4	4	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71 肝付町	2	17	429	1	4	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74 錦江町	6	6	122	2	7	907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77 南大隅町	6	22	331	0	0	0	1	12	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78 中種子町	1	1	7	2	12	206	2	6	1,066	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79 南種子町	5	26	397	2	5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81 屋久島町	28	43	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82 大和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83 宇検村	2	5	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84 瀬戸内町	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86 龍郷町	16	21	226	0	0	0	2	17	1,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88 喜界町	2	2	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89 徳之島町	23	23	231	2	5	497	2	8	88	1	1	233	0	0	0	0	0	0
90 天城町	0	0	0	0	0	0	4	12	655	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91 伊仙町	7	8	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
92 和泊町	3	7	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93 知名町	21	57	389	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94 与論町	8	14	670	1	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95 三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
96 十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
301 医師国保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302 歯科医師国保	5	28	304	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村	1,020	2,364	36,912	119	459	16,469	88	601	88,807	8	56	484	1	4	32	0	0	0
国保組合	5	28	304	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,025	2,392	37,216	119	459	16,469	89	602	88,809	8	56	484	1	4	32	0	0	0

※国民健康保険事業の実施状況報告書「様式2 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」より

(R2.01.09) (様式2-1)

平成 30 年度 返納金等にかかる調定状況 (その2) (単位:千円)

⑱ 小計 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)			⑲ 業務上傷病			⑳ 公害健康被害			その他						㉓ 調定済額	㉔ 収納済額	保険者名等	
									㉑ 個人賠償保険 (自転車事故以外)			㉒ 第三者直接求償						
件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額				
47	288	30,230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,548	36,227	1	鹿児島市
8	36	2,175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	21	10,154	2,539	2	薩摩川内市
22	28	4,973	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	28	6,741	6,128	3	鹿屋市
6	37	1,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545	1,212	4	枕崎市
2	6	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	632	632	5	いちき串木野市
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	154	6	阿久根市
9	14	1,163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,847	1,774	7	出水市
3	18	5,326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	20	5,672	5,656	8	伊佐市
8	33	1,057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	1,864	1,864	9	指宿市
12	75	1,165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,415	1,415	10	南さつま市
17	86	4,848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	22	8,215	7,986	11	霧島市
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226	191	12	奄美市
3	8	1,503	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,616	1,512	13	西之表市
5	67	10,166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,483	10,483	14	垂水市
3	13	1,319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	7	4,743	4,743	19	南九州市
8	45	1,770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18	213	2,957	2,957	28	日置市
2	10	1,461	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,514	1,514	37	さつま町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,861	2,861	48	長島町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	694	694	50	始良市
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	833	833	55	湧水町
18	113	6,988	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,324	7,313	61	曾於市
12	136	19,984	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,122	20,122	65	志布志市
4	12	4,997	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	9	5,082	5,082	68	大崎町
5	5	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	179	179	70	東串良町
1	4	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493	493	71	肝付町
2	7	907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,029	1,029	74	錦江町
1	12	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	442	442	77	南大隅町
4	18	1,272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279	1,272	78	中種子町
2	5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423	423	79	南種子町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	303	252	81	屋久島町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	290	0	0	0	290	290	82	大和村
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	83	宇検村
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	84	瀬戸内町
2	17	1,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707	1,707	86	龍郷町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36	88	喜界町
5	14	818	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,049	820	89	徳之島町
4	12	655	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	655	655	90	天城町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	58	91	伊仙町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	36	36	92	和泊町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	389	308	93	知名町
1	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	21	721	721	94	与論町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	三島村
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	十島村
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	301	医師国保
1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306	306	302	歯科医師国保
216	1,120	105,792	0	0	0	0	0	0	1	1	290	17	41	366	143,360	132,642		市町村
1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306	306		国保組合
217	1,121	105,794	0	0	0	0	0	0	1	1	290	17	41	366	143,666	132,948		計

【世帯主や被保険者から自主的に提出された第三者行為による被害届分や損害保険会社が届出を代行した分】

平成 30 年度 返納金等にかかる調定状況 (その1) (単位:千円)

(様式9-2)

(様式9-2)

給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの

区分 保険者名等	⑫ 不正利得・ 不当利得			⑩ 交通事故														
				自動車・原動機付自転車						自転車								
				⑬ 自賠償			⑭ 任意保険			⑮ 第三者直接求償			⑯ 個人賠償保険			⑰ 第三者 直接求償		
				件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額
1 鹿児島市			48		9,250	76		61,926	11		495	0		0		0		
2 薩摩川内市			4		526	6		2,906	1		1,961	0		0		0		
3 鹿屋市			14		1,804	8		3,408	2		1,685	0		0		0		
4 枕崎市			1		93	2		2,068	0		0	0		0		0		
5 いちき串木野市			1		61	0		0	0		0	0		0		0		
6 阿久根市			1		254	0		0	0		0	0		0		0		
7 出水市			5		665	5		5,699	1		320	0		0		0		
8 伊佐市			1		28	1		8	0		0	0		0		0		
9 指宿市			9		1,803	6		1,608	2		71	0		0		0		
10 南さつま市			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
11 霧島市			7		1,110	7		4,598	0		0	0		0		0		
12 奄美市			0		0	2		649	0		0	0		0		0		
13 西之表市			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
14 垂水市			0		0	1		266	0		0	0		0		0		
19 南九州市			0		0	1		223	0		0	0		0		0		
28 日置市			2		256	1		10	0		0	0		0		0		
37 さつま町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
48 長島町			1		12	1		2,488	0		0	0		0		0		
50 始良市			7		906	23		11,706	1		12	1		73		0		
55 湧水町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
61 曾於市			0		0	3		1,736	0		0	0		0		0		
65 志布志市			1		222	0		0	0		0	0		0		0		
68 大崎町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
70 東串良町			2		13	2		14	0		0	0		0		0		
71 肝付町			1		56	3		2,873	0		0	0		0		0		
74 錦江町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
77 南大隅町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
78 中種子町			0		0	5		3,637	0		0	0		0		0		
79 南種子町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
81 屋久島町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
82 大和村			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
83 宇検村			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
84 瀬戸内町			1		605	0		0	0		0	0		0		0		
86 龍郷町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
88 喜界町			0		0	1		678	0		0	0		0		0		
89 徳之島町			1		330	0		0	0		0	0		0		0		
90 天城町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
91 伊仙町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
92 和泊町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
93 知名町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
94 与論町			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
95 三島村			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
96 十島村			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
301 医師国保			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
302 歯科医師国保			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
市町村			107		17,994	154		106,501	18		4,544	1		73		0		
国保組合			0		0	0		0	0		0	0		0		0		
計			107		17,994	154		106,501	18		4,544	1		73		0		

※国民健康保険事業の実施状況報告書「様式9-2 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」より

(R2.01.09)

(様式9-2)

平成 30 年度 返納金等にかかる調定状況(その2) (単位:千円) (様式9-2)

⑱ 小計 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)			⑲ 業務上傷病			⑳ 公害健康被害			その他						㉓ 調定済額	㉔ 収納済額	保険者名等	
									㉑ 個人賠償保険 (自転車事故以外)			㉒ 第三者直接求償						
件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額	件数	枚数	金額				
135		71,671	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71,671	71,671	1	鹿児島市	
11		5,393	0	0	0	0	0	0	0	2	24	0	0	5,417	5,417	2	薩摩川内市	
24		6,897	0	0	0	0	0	0	0	2	24	0	0	6,921	6,921	3	鹿屋市	
3		2,161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,161	2,068	4	枕崎市	
1		61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	61	5	いちき串木野市	
1		254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254	254	6	阿久根市	
11		6,684	0	0	0	0	0	0	0	2	25	0	0	6,709	6,689	7	出水市	
2		36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36	8	伊佐市	
17		3,482	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	3,488	3,488	9	指宿市	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	1	51	0	0	51	51	10	南さつま市	
14		5,708	0	0	0	0	0	0	1	135	0	0	0	5,843	5,843	11	霧島市	
2		649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649	649	12	奄美市	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	西之表市	
1		266	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	276	276	14	垂水市	
1		223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	223	223	19	南九州市	
3		266	0	0	0	0	0	0	0	1	40	0	0	306	306	28	日置市	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	さつま町	
2		2,500	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	2,515	2,515	48	長島町	
32		12,697	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,697	12,697	50	始良市	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	湧水町	
3		1,736	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,736	1,736	61	曾於市	
1		222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222	222	65	志布志市	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	大崎町	
4		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	70	東串良町	
4		2,929	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,929	2,929	71	肝付町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	錦江町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	南大隅町	
5		3,637	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,637	3,637	78	中種子町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	南種子町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	屋久島町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	大和村	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	宇検村	
1		605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	605	605	84	瀬戸内町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	龍郷町	
1		678	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	678	678	88	喜界町	
1		330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330	330	89	徳之島町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	天城町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	伊仙町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	和泊町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	知名町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	与論町	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	三島村	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	十島村	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	301	医師国保	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	302	歯科医師国保	
280		129,112	0	0	0	0	0	0	1	135	11	195	0	129,442	129,329	市町村		
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	国保組合		
280		129,112	0	0	0	0	0	0	1	135	11	195	0	129,442	129,329	計		

返納金等に係る調定額等の推移 (様式2-1+様式9-2)

【3】- 30 (計)

番号	保険者	平成29年度 (単位:千円)							平成30年度 (単位:千円)						
		⑱ 交通事故			⑳ 不正 不当	㉑ 業務上	㉒ ⑳㉑ その他	㉓ 合計	⑱ 交通事故			⑳ 不正 不当	㉑ 業務上	㉒ ⑳㉑ その他	㉓ 合計
		自賠償	その他	小計					自賠償	その他	小計				
1	鹿児島市	6,125	97,985	104,110	3,802	0	0	107,912	11,846	90,055	101,901	6,318	0	0	108,219
2	薩摩川内市	1,806	9,814	11,620	432	0	0	12,052	901	6,667	7,568	7,958	0	45	15,571
3	鹿屋市	3,928	13,031	16,959	2,955	0	11	19,925	3,513	8,357	11,870	1,740	0	52	13,662
4	枕崎市	14	6,159	6,173	911	0	0	7,084	626	2,686	3,312	394	0	0	3,706
5	いちき串木野市	106	856	962	319	0	0	1,281	146	6	152	541	0	0	693
6	阿久根市	124	1,551	1,675	130	0	4	1,809	254	0	254	154	0	0	408
7	出水市	1,195	10,259	11,454	1,215	0	29	12,698	1,388	6,459	7,847	1,684	0	25	9,556
8	伊佐市	2,848	3,583	6,431	178	0	0	6,609	46	5,316	5,362	326	0	20	5,708
9	指宿市	1,902	7,858	9,760	933	0	51	10,744	2,795	1,744	4,539	801	0	12	5,352
10	南さつま市	504	11,170	11,674	281	0	120	12,075	902	263	1,165	250	0	51	1,466
11	霧島市	1,817	19,947	21,764	2,047	0	0	23,811	4,499	6,057	10,556	3,345	0	157	14,058
12	奄美市	615	4,771	5,386	1,093	0	0	6,479	0	649	649	226	0	0	875
13	西之表市	120	140	260	275	0	0	535	12	1,491	1,503	113	0	0	1,616
14	垂水市	501	80	581	326	0	0	907	367	10,065	10,432	317	0	10	10,759
19	南九州市	538	5,106	5,644	273	0	62	5,979	33	1,509	1,542	3,417	0	7	4,966
28	日置市	366	2,307	2,673	1,850	0	12	4,535	434	1,602	2,036	974	0	253	3,263
37	さつま町	11	1,591	1,602	1,359	0	0	2,961	59	1,402	1,461	53	0	0	1,514
48	長島町	0	30	30	294	0	35	359	12	2,488	2,500	2,861	0	15	5,376
50	始良市	1,188	5,113	6,301	353	0	0	6,654	906	11,791	12,697	694	0	0	13,391
55	湧水町	348	63	411	320	0	0	731	0	0	0	833	0	0	833
61	曾於市	747	2,080	2,827	426	0	0	3,253	1,781	6,943	8,724	336	0	0	9,060
65	志布志市	456	13,566	14,022	800	0	0	14,822	750	19,456	20,206	138	0	0	20,344
68	大崎町	86	0	86	0	0	0	86	456	4,541	4,997	76	0	9	5,082
70	東串良町	445	5,432	5,877	24	0	0	5,901	16	83	99	107	0	0	206
71	肝付町	892	0	892	301	0	0	1,193	120	2,873	2,993	429	0	0	3,422
74	錦江町	0	1,518	1,518	37	0	11	1,566	907	0	907	122	0	0	1,029
77	南大隅町	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	331	0	11	442
78	中種子町	0	0	0	7	0	0	7	206	4,703	4,909	7	0	0	4,916
79	南種子町	0	0	0	1	0	0	1	26	0	26	397	0	0	423
81	屋久島町	0	0	0	1,383	0	598	1,981	0	0	0	298	0	5	303
82	大和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290	290
83	宇検村	0	0	0	115	0	0	115	0	0	0	25	0	0	25
84	瀬戸内町	0	0	0	0	0	0	0	605	0	605	4	0	0	609
86	龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481	1,481	226	0	0	1,707
88	喜界町	655	6,863	7,518	703	0	0	8,221	0	678	678	36	0	0	714
89	徳之島町	709	1,730	2,439	0	0	0	2,439	827	321	1,148	231	0	0	1,379
90	天城町	548	0	548	0	23	0	571	0	655	655	0	0	0	655
91	伊仙町	0	0	0	79	0	0	79	0	0	0	58	0	0	58
92	和泊町	2,151	0	2,151	48	0	1	2,200	0	0	0	33	0	3	36
93	知名町	394	394	788	159	0	0	947	0	0	0	389	0	0	389
94	与論町	49	0	49	0	0	0	49	30	0	30	670	0	21	721
95	三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
96	十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村計		31,188	232,997	264,185	23,429	23	934	288,571	34,463	200,441	234,904	36,912	0	986	272,802
301	医師国保組合	551	0	551	0	0	0	551	0	0	0	0	0	0	0
302	歯科医師国保	34	16	50	51	0	0	101	0	2	2	304	0	0	306
県計		31,773	233,013	264,786	23,480	23	934	289,223	34,463	200,443	234,906	37,216	0	986	273,108

【【3】計】

(R2.01.10)

国民健康保険の給付調整・給付制限・第三者行為代位求償について

国民健康保険事業の主要施策である「医療費の適正化」の一環として、日常的に取組がなされているレセプト点検については、基本的に受給資格の有無、請求内容の適否を判断することとしているが、給付の原因となった「傷病の発生原因又は背景」に、次のような事例がある場合、国民健康保険制度上給付を行わない、又は給付を制限することとする規定がある。

(給付調整)

- ・被用者が勤務先での業務遂行中に負傷（業務災害）したにもかかわらず国保で診療

(給付制限)

- ・無免許で自動車を運転し、電柱に衝突して大ケガ（自損事故）で国保で診療

(第三者行為)

- ・道路歩行中、前方から走行してきた自動車が接触、負傷し国保で診療

以上のような事例については、レセプトの傷病名に注目し、疑われる場合は、積極的に調査・照会を実施し、債権確保に努め医療費の適正化を一層推進する必要がある。

【1】他の法令による医療に関する給付との調整

(国民健康保険法（以下、法と表記）第56条第1項)

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、地方公務員共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によって、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には行わない。

労働基準法の規定による療養補償、労働者災害補償保険法（他の法律において準用する場合を含む）の規定による療養補償、国家公務員災害補償法の規定による療養補償、地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも同様とする。

① 他の医療保険制度から給付される場合（前段部分）

被用者保険各法による医療の給付との調整規定である。

- ・ 国保の被保険者が、被用者保険又は後期高齢者医療制度に加入したことにより資格喪失する場合、資格期間が1日重複するがこの日は国保からは給付しない。
- ・ 介護保険による要介護者に対する各種サービスは、国保に優先する。

② 負傷の原因を事由とする場合（後段点線以下部分）

- ・ 業務上の事由により発生した疾病・負傷について、労働基準法による労働災害の補償が国保法に優先して適用され、又労働者が居所と勤務先事業所の往復通勤途上において負傷した場合、労働者災害補償保険法により療養補償が受けられる。（通勤災害）
- ・ 労働基準法との調整について（昭和35年10月25日保文発第9542号）の照会回答で次のようなものがある。

（照会）

国保被保険者が事業所に雇用され作業中に負傷し、入院加療中であるが事業主の不注意により労災保険加入の手続きを怠っていたため、労災保険で給付が受けられないが、これに対し、国民健康保険より給付する必要はないものと解されるが如何か。

（回答）

労働基準法第75条の規定により使用者の負担において、必要な療養が行われ、または必要な療養費の支給がなされるものであるから、貴見のとおりである。

※ 労働基準法第75条

- ① 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
 - ② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、政令で定める。
- ・ 業務災害や通勤災害の負傷の原因が第三者行為によるものであっても、調整規定が優先するので代位求償は発生しない。
 - ・ 災害救助・証人出頭・犯罪者逮捕協力等特殊な用務に従事しているときの負傷については、その他政令(国民健康保険法施行令第29条)で規定されている法令が適用されるので、国保法の給付は生じない。

(施行令第29条で定める法令)

- (1) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
 - (1の2) 国会職員法
 - (2) 船員法
 - (3) 災害救助法
 - (4) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律
 - (5) 消防組織法
 - (6) 消防法
 - (7) 水防法
 - (7の2) 特別職の職員の給与に関する法律
 - (8) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
 - (9) 海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
 - (10) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
 - (11) 証人等の被害についての給付に関する法律
 - (12) 裁判官の災害補償に関する法律
 - (13) 災害対策基本法
 - (14) 戦傷病者特別援護法
 - (15) 国会議員の秘書の給与等に関する法律
 - (16) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(同法第18条の規定にかかる部分除く)
 - (17) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・「これらの法令以外の法令」には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・児童福祉法・母子保健法等があるが、いずれも保険優先であるため、この調整規定を適用することはほとんどない。

【2】保険給付の制限

(法第59条)【特定期間内における給付制限】(絶対的給付制限)

被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・訪問看護療養費・特別療養費若しくは移送費の支給(以下この節において「療養の給付等」という)は行わない。

- 1 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき
 - 2 刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき
- ・ 少年院その他これに準ずる施設とは、少年院・少年鑑別所・婦人補導院をいう。
 - ・ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設とは、留置施設・海上保安留置施設等。
これらの施設に拘禁されたときには、これらの施設において必要な医療が行われるので、国保で給付を行う必要はない。
本条は、絶対的給付制限であり保険者の裁量の余地は認められない。

(法第60条)【故意の犯罪行為等による給付制限】(絶対的給付制限)

被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

- 故意の犯罪行為は、無免許運転・飲酒運転・銃砲等不法所持使用・麻薬施用等であり、道路交通関係法令違反行為による交通事故が「自己の故意の犯罪行為」によるものであるための要件には次のものが必要である。
 - ※ 法令に違反し、かつ、処罰の対象となる行為を行った
 - ※ その行為を故意に行った
 - ※ その行為と負傷したこととの間に相当因果関係が認められる
- 交通事故表示のあるレセプトについて、第三者行為の代位求償ができるかどうかの判断だけで自損事故を「求償不可」として完結処理している事例が多い。
自損事故には、上記の3要件に該当すると認められる場合があるので、事故発生状況を詳細に調査した上で、法第60条の判断をする必要がある。
- 故意に疾病にかかり又は負傷したとは、傷病の発生についての認識がある場合をいい、自らを傷つけるとか、自殺未遂などが考えられる。
たとえば、農薬を飲んだ結果、農薬中毒症で治療を要する状況である例でみると、服毒自殺の未遂であったか、単なる誤飲であったのか状況把握が困難であるので、診療を担当した医師・警察署の事情聴取があったか否か、同居親族からの事情聴取等の結果により判断する必要がある。
なお、自殺未遂であってもその行為が精神障害者に基づく場合は「故意」とは言えない。本条も絶対的な給付制限であり、保険者の裁量はできない。

(参 考)

- 故意とは、一定の結果の発生することを知りながら、敢えてある行為をする心理状態
- 過失とは、その結果の発生することを知るべきでありながら、不注意のためにそれを知り得ないで、ある行為をするという心理状態。

(法第61条)【闘争、泥酔等による傷病の給付制限】(相対的給付制限)

被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

- ・ 反社会的な行為による傷病について、国民健康保険法上の保護を及ぼす必要性は認められないところから、保険者の判断(裁量)によって、療養の給付等の全部又は一部を制限できるとしたものである。

保険者判断の根拠は(法第36条)(療養の給付)

市町村及び組合(以下「保険者」という)は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- ・ 制限の程度(全部か、一部か、一部であれば費用の割合か、治療の期間か)を決定する尺度は具体的なものはないので、(60条)の取扱を基礎として個々の事例ごとに妥当な制限を行うことになる。

(法第62条)【療養上の指示不服従者に対する給付制限】(相対的給付制限)

保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

- ・ 保険者又は療養担当者の療養の指揮を明確に行ったが、正当な理由なしに従わない場合には、治療の効果が減殺され、結果的には給付費の増大を招くこととなり、このような保険制度の趣旨に反する被保険者に対しては、保険給付の制限をもって対抗するのが公平である。

ただし、本条の場合は、一部の制限に限られている。

(法第63条)【保険者命令の不服従者に対する給付制限】(相対的給付制限)

保険者は、被保険者又は被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに法第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

- ・ 本条は、法第66条の規定(保険者の被保険者に対する調査権限に基づく調査の履行の確保)を担保するものである。

法第66条

「保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる」

【3】第三者行為による損害賠償請求権代位求償

(法第64条)【損害賠償請求権】

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者はその価額の限度において保険給付を行う責を免れる。

3 保険者は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であって厚生労働省令の定めるものに委託することができる。

- ・ 被保険者(被害者)及び保険者を第一、第二当事者として、加害者(不法行為者)を第三者と位置づける。
- ・ 保険給付の発生原因が、第三者の不法行為によるものである場合、損害賠償請求権と保険給付の調整を規定したものである。

1. 損害賠償請求権の取得(損害賠償義務の発生)

【民法第709条】故意又は過失によって他人の権利を侵害した者は、之によって生じた損害を賠償する責任を負う。

【民法第710条】他人の身体、自由又は名誉を害した場合と財産権を害した場合とを問わず前条の規定によって損害賠償の責に任ずる者は、財産以外の損害に対してもその賠償をすることを要する。

I 損害賠償義務者

- (1) 不法行為当事者(民法第709条)
- (2) 無能力者を監督する者[親権者・後見人](民法第714条)
- (3) 使用者[事業主](民法第715条)
- (4) 土地の工作物等の占有者・所有者(民法第717条)
- (5) 動物の占有者・保管者(民法第718条)
- (6) 共同不法行為者の連帯責任(民法第719条)
- (7) 民法以外の法律による義務者

① 国家賠償法の規定による国・地方公共団体(国家賠償法第1条、第2条)

② 自動車運行供用者(自動車損害賠償保障法第1～3条)

* 第三者(加害者)が死亡した場合の義務者は、民法の相続の規定によることとなる。

II 不法行為の成立要件

- (1) 故意又は過失 …… 加害者に故意又は過失があること
- (2) 権利侵害 …… 他人の権利（利益）を違法に侵害したこと
- (3) 責任能力 …… 加害者に責任能力があること
- (4) 因果関係 …… 加害行為と損害の発生との間に因果関係があること

III 損害賠償の方法

損害賠償の方法としては、金銭賠償の方法と原状回復の方法があるが、原則として金銭賠償の方法によることとなっている。(民法第417条金銭賠償の規定を準用する第722条の規定)

IV 損害賠償請求権の範囲と基準

- (1) 物的損害 …… 物の滅失・破損、使用不能による損害
- (2) 人的損害 …… 治療費、付添料、入院雑費、葬儀費用、その他(特別室料、鍼灸、通院交通費等)逸失利益、休業損害、慰謝料
- (3) 請求損害 …… 弁護士費用、各種証明手数料、調査費用等。

2. 損害賠償請求権の代位取得

被害者である被保険者が加害者（第三者）に対して有する損害賠償請求権を、保険者が被保険者から取得することを「代位取得」という。

◎ 代位取得の要件は、

- (1) 保険給付の事由が第三者の不法行為によって生じたこと
- (2) その事故に対して保険者が保険給付を行ったこと
- (3) 当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること、である。

この3要件が成立していることにより、保険者の代位取得は法律上当然に行われるものであり、何ら所要措置（保険者の代位取得の意思表示、当該第三者に対する通知又は承諾依頼）を必要としない。

ただし、債権確保を確実にを行うため、当事者双方に代位取得した(することとなった)旨の連絡をしておくことが肝要である。

また、損害賠償請求権の存否については、示談、和解、時効、免除、放棄などにより消滅している場合もあり、さらに、これらが虚偽、錯誤によることも懸念される場合があるので内容をつぶさに検証することが必要である。

3. 損害賠償を受けた場合の保険給付の免責

第2項で、保険給付の免責規定がある。保険給付をする前に損害賠償の支払いを受けたら保険者は保険給付をしない。

実態としては、示談によって治療費、休業補償、慰謝料等をまとめて金額が決められている場合が多い。

明確に治療費〇〇円と表示されていないときは、賠償額全額を限度とした免責の扱いをすることとなる。

保険給付の免責の限度は、療養の給付の場合、保険者負担額と被保険者の一部負担金額との合計額が賠償額に達するまでとなる。なお、療養費の場合は支給すべき額が賠償額に達するまでとなる。

4. 日常的に発生する第三者行為は、自動車事故が典型的であるが、その他様々な形で起こるので漫然と見過ごすことのないよう注意する。

- 交通事故
- 食中毒・院内感染
- いじめ・校内暴力
- 施設（構築物）の瑕疵・欠陥、災害防止の不作为（公共物も含む）
- 商品の瑕疵・欠陥
- 医療過誤（医療ミス）
- 他人所有の犬等（ペット）咬傷
- 公害病

【4】給付調整・給付制限・第三者行為求償の事務処理について

1. 情報の収集

もっとも豊富な情報源はレセプトである。

給付調整、給付制限、第三者行為いずれの場合でも共通して傷病に特性があるので、次の様な傷病名のレセプトに注目する。

【骨折、脱臼、捻挫、擦過傷、挫傷、切傷、打撲、熱傷、歯牙折損・損傷】

また、医療機関毎に点検して、細菌性や伝染性の特定の傷病名があるもの等も注意をする。

その他の情報源として、①新聞報道、②公共機関（警察署、消防署、保健所、交通災害共済担当課）、③損害保険会社（損害保険事務所、農協共済担当）、④被保険者からの届出・報告等があるので、有効に活用する。

2. 事故疑いレセプトの調査・照会

被保険者からの届出があった場合は、その内容によって更に具体的な手順をすすめることとなる。（負傷原因の究明・判断 → 返還又は自賠償保険等求償）

レセプト情報だけの場合は、傷病の負傷・発生状況を把握するため、前記1の情報収集により抽出したレセプトについて調査・照会を実施する。

(1) 調査照会簿を備え、これに記載する。

傷病の負傷・発生原因は、様々な様相であり、また、相当なレセプト枚数に及ぶので調査漏れ等を防止するため、次表を参考にして作成し、記録・整備する。

(2) 照会文書の作成・発送

照会文書は、個人情報保護の必要性を勘案して親展扱いが妥当である。

※回答の確実を期するため返信用封筒を同封する。

(照会文書並びに回答文書の参考文例)

照会文書例	回答文書例
令和 年 月 日No.	令和 年 月 日No.
様	市町村国民健康保険係行き
市町村国民健康保険主管課長	氏名 印
負傷の原因等について(照会)	負傷の原因等について(回答)
あなたは、 年 月 日から(医療機関名)で (傷病名)のため国民健康保険で治療を受けておられますがその負傷の原因などを確認したいので、お手数ですが回答用紙の各事項についてご記入のうえ令和 年 月 日までに回答してください。	負傷したときの状況は、下記のとおりです。 ①負傷した日時は、 年 月 日午前・午後 時 分頃 ②負傷時に居た場所(次の該当するものに○印をしてください) ア、自宅内 イ、自営農地 ウ、自営店舗・工場・事務所 エ、勤め先の職場内(事業所名) _____ オ、勤め先の社用外出中(出張、セールス、配達等) カ、自宅と勤務先との出勤・退勤の途上 キ、その他(具体的に記入してください) _____
なお、この照会は、国民健康保険法第66条にもとづいていますので、回答がないときは、国民健康保険での治療ができなくなる場合もありますから、必ず期限までにご回答いただきますようお願いいたします。	③どんな用事で、何をすると、どのようにして負傷しましたか。(くわしく記入してください)
(追記)この傷病が自動車事故などで他人から負傷させられたものであれば、「第三者行為による傷病届」(届出用紙は当役場にありますが)を提出してください。	
この照会のことでよく分からないときは、当役場国民健康保険係(電話〇〇〇-〇〇〇〇)までおたずねください。	

(3) 回答書の精査、調査・照会簿に要旨記録

回答書を点検して、負傷時の状況を確認し、①業務上(給付調整該当)か否か、②給付制限事由に該当するか否か、③第三者行為と認められるか否かの判断を行う。

回答書の内容だけでは判断が困難な場合は、電話・面接等により補充調査を実施したうえで結論を出す。(補充調査を行ったときは、必ず聴取内容を詳細に記録した「調査書」を作成しておくこと。)

回答(調査)内容の要旨を調査・照会簿に記録する。

(記録事例) * 2 1. 4. 2 5 AM7:30自営の美容院で熱湯を左手指にかけヤケド。→(顛末 給付可)

* 2 1. 5. 2 5 AM7:50自宅から勤務先(〇〇建設)へバイクで出勤途中、後続の普通自動車に追突され転倒負傷。→(顛末 通勤災害と判断、労災保険により補償、よって国保適用外のため本人返還)
→(顛末 医療機関の負傷原因確認不足による誤請求。了解を得て過誤調整)

* 2 1. 6. 4 AM7:30友人が運転するバイクの後席に同乗、□□大学へ登校途中、友人が運転を誤り転倒し負傷。→(顛末 第三者行為要求償)

なお、照会に対する未回答者を放置しないで、回答期限を10日程度経過しても回答がない場合は適宜督促をする。督促をした日を調査・照会簿の照会日欄に朱書する。

督促にも応じない場合は、呼び出し・出向きにより面接調査を行う。

3. 調査・照会の顛末に基づく事後処理

(1) 給付対象となる場合

・結論として、業務災害・通勤災害でない、給付制限事由に該当しない、第三者行為でないと判断した。

(2) 不当利得と認めた場合・・・世帯主に返還命令

・結論として、業務災害又は通勤災害と判断した。

(医療機関が負傷原因についての事実確認を怠ったのが原因であれば過誤調整)

(3) 絶対的制限該当の場合・・・給付制限処分通知と全額返還命令（治療が継続中であれば、医療機関に保険給付できない旨通知）

相対的給付制限該当の場合・・・制限割合（又は期間）を決定し世帯主に通知と返還命令。

・結論として、給付制限事由に該当と判断した。

(4) 第三者行為となる場合・・・改めて第三者行為による傷病届、その他関係書類の提出を指示、代位求償を行う。（国保連合会に委託等）

・結論として、第三者行為と判断した。

【参考】結論が、上記（2）又は（3）の場合の世帯主に返還命令を行う際の処分通知書については、次の文例を参考にされたい。

業務災害等の事由で返還させる場合	給付制限のため返還させる場合
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険係 扱い</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険の医療費の返納について（通知）</p> <p>あなた（あなたの家族 様）が、国民健康保険を使用して治療された下記の医療費については、業務上の負傷に伴い、労働者災害補償保険法又は労働基準法に基づいた治療費の補償が行われるべきであり、国民健康保険では支給できないことが判明しました。</p> <p>ついては、すでに支払い（給付）済みのこの医療費は、別紙の納付書により返納してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>治療を受けた医療機関 _____</p> <p>初診年月日 令和 年 月 日</p> <p>傷病名 _____</p> <p>国民健康保険で支払った医療費の額 _____ 円</p> <p>（付記）上記返納額とあなたが負担された3割の一部負担金は、労働者災害補償保険又は労働基準法の事業主補償により補償を受けられますので、勤務先の事業主・事務担当者にご相談ください</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険係 扱い</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険の給付制限による医療費の返納について（通知）</p> <p>あなた（あなたの家族 様）が、国民健康保険を使用して治療された下記の医療費については、国民健康保険法の給付制限事由に該当しており、この医療費の全部又は一部について支給できないことと決定しました。</p> <p>ついては、すでに支払い（給付）済みのこの医療費の内、下記金額は、別紙の納付書により返納してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>治療を受けた医療機関 _____</p> <p>初診年月日 令和 年 月 日</p> <p>傷病名 _____</p> <p>国民健康保険で支払った医療費の額 _____ 円の内</p> <p style="text-align: center;">返納額 _____ 円</p> <p>給付制限の割合 _____ %</p> <p>給付制限の事由 法59条、60条、61条、62条、63条</p>
<p>この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日からかぞえて60日以内に、文書又は口頭で国民健康保険審査会（鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課内）に対して、不服の旨を申し出て審査を請求することができます。</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日からかぞえて60日以内に、文書又は口頭で国民健康保険審査会（鹿児島県保健福祉部保険医療福祉課内）に対して、不服の旨を申し出て審査を請求することができます。</p> <p>（国保事務マニュアル第6-53、54も参照のこと。）</p>

*返納金の調査決定と納付書の発行（上記通知書と同封送付する。）

4. 結論として、第三者行為と判断されたものの事務処理

(1) すでに第三者行為届が提出されている場合はそれに基づき、未提出の場合は届出を指示し受理する

(2) 第三者行為届を受理したら「処理伺書」により処理方針を決定する。

(処理伺書の参考様式)

課長	課長補佐	係長	係	届出受理	令和
				起案	令和
				決裁	令和
第三者行為による被害届の処理について (伺い)					
被保険者〇〇 〇〇に係る第三者行為による被害届について調査の結果、次の通り処理してよろしいか。					
調査年月日	令和	年	月	日	担当者
負傷状況 調査結果					
処理の方法	1. 交通事故による第三者行為であるので、連合会へ求償を委託する。 2. 無保険の交通事故、その他の第三者行為であるので、加害者に求償。 3. 自賠責保険金額(限度額)超過のため、加害者に求償。 4. 給付制限事由に該当、()%の保険給付をしない、世帯主返還。 5. 業務災害・通勤災害のため法56条に該当、過誤調整・世帯主返還。 6. 事故の原因が被保険者の一方的過失であるので、保険給付する。 7. その他()				

(3) 事故(負傷の原因)が交通事故によるもので、自動車損害賠償保険又は自動車保険(任意保険)の各保険会社(農協)へ代位求償すべき案件である場合は、国保連合会へ事務委託する。〔船舶事故の場合も同様に扱う。〕

(4) 前記(3)以外の場合でも、国保連合会に委託は可能である。

委託しない場合は、保険者自ら加害者(第三者)に求償する。

加害者に求償する場合は、損害賠償請求権を代位取得したことによる賠償請求(通知)書と納付書を加害者あて送付することによって行う。

また前記(3)により事務委託した案件の支払額が、自賠責だけのため請求額に満たない場合、又は限度額の全額が支払い済みの場合等保険金支払額と保険給付(求償)額との差額についても自ら求償する。(この場合、過失割合を勘案したことによることもあるので、国保連合会からの「損害賠償金の決定について」通知書及び「損害賠償求償事務委任解除」通知書の通知内容を参考にして、処理する。)

(加害者あての損害賠償請求通知書の文例)

国民健康保険係扱 第 号 令和 年 月 日
第三者（加害者） 殿 □□市町村長 ○○ ○○ 印
損害賠償請求権の代位取得に基づく損害賠償金の請求について あなたが下記の被保険者（被害者）に対する不法行為により、本市（町村）で保険給付を行った診療費については、国民健康保険法第64条第1項の規定により損害賠償請求権を本市（町村）が代位取得しておりますので、これに基づき損害賠償金の支払いを請求します。 ついては、同封の「納付書」により納入してください。
記
被保険者（被害者）住所 _____ 氏名 _____ 事故発生年月日 令和 年 月 日 事故発生場所 _____ 損害賠償請求額 _____ 円

(5) 求償事務は、完結にいたるまで相当期間を要するので、処理経過を記録しておく。
(処理経過状況表の参考様式)

第三者行為求償事務処理状況表							No.
被保険者(被害者)氏名	住 所	電話番号	国保記号番号	備考(世帯主名)			
第三者(加害者)氏名	住 所	電話番号	備考〔使用者・監督者の氏名・住所〕				
事故発生年月日	令和 年 月 日	事故発生状況	巻き込み、単独同乗、その他				
第三者行為届	届出年月日 令和 年 月 日	〔添付書類〕 交通事故証明書 有・無 念書 有・無 その他 事故発生状況報告書 有・無 誓約書 有・無 ()					
	求償額(保険給付額)	賠償金(保険金)受入額	レセプト	診療月分	備考		
	委託年月日 金額	収納年月日 金額	枚 数				
連合会提出第1回目							
第2回目							
第3回目							
第4回目							
合 計							
求償残額の措置	保険者負担額と保険金受入額との差額 有 () 円 ・ 無 差額有りの場合の措置 1, 過失割合 被害者 () 割 : 加害者 () 割のため残額の求償はしない。 2, 加害者求償 求償年月日 令和 年 月 日 求償金額 円 3, その他 理由 ()						
完 結 年 月 日	令和 年 月 日	決裁	課 長	係 長	係		

法第64条「損害賠償請求権」について

〔3〕－I 損害賠償義務者

(1) 不法行為当事者（民法第709条）

故意又は過失によって、他人の権利を侵害した場合、それによって発生した損害を、侵害者(加害者)から被侵害者(被害者)に対して賠償させる法的制度である。

(不法行為の成立要件)

① 加害者に故意又は過失があること。

*故意とは

- ・ 確定的故意 → 他人の権利・利益の侵害を認識しながら、あえて行為を行う。
- ・ 未必の故意 → 他人の権利・利益を侵害するかもしれないと思いながら認容して行為する。

*過失とは

- ・ 認識のない過失 → 他人の権利・利益の侵害の発生を認識すべきであるのに、不注意のため、認識をしないで行為をする。
- ・ 認識のある過失 → 他人の権利・利益の侵害が発生するかもしれないと思いつつ自分の場合、発生は回避できると確信し行為する。

*不法行為責任の対象となる行為

- ・ 加害者(行為者)が意思に基づく行為が前提である。
- ・ 加害者(行為者)が意思に基づかない行為 → 夢遊病者の行為や寝返りなどの反射運動。

② 加害者に責任能力があること。

- ・ 責任を判断する能力(責任弁識能力)がなければ、未成年者に損害賠償の責任を負わせないとするのが、民法の原則。(712条)

(例) 3歳幼児Aが幼児Bを殴り、大けがをさせた場合。

③ 被害者の権利又は法律上保護される利害が侵害されたこと。

- ・ 単に故意又は過失による損害とすると、損害賠償をしなければならない範囲が広くなりすぎるので、民法は他人の権利を違法に侵害した場合の、損害賠償の責任を負うこととしている。

④ 加害行為と損害発生との間に因果関係があること。

- ・ 加害行為と損害の発生との間に原因結果の関係(因果関係)があり、一般的にみても、そのような加害行為があれば、同じような損害が発生する可能性があると考えられる場合

⑤ 加害行為によって損害が発生していること。

- ・ 財産的損害 → 積極的損害(既存財産の減少)、消極的損害(得られる利益の喪失)
- ・ 精神的損害

(2) 制限行為能力者を監督する者〔親権者、後見人〕（民法第714条）

① 責任無能力者の責任能力

「責任無能力者の責任能力」

- ・ 未成年者が他人に損害を加えた場合、賠償の責任を負わない。(民法712条)
自分の違法行為の結果に対して求められる責任を判断する能力「責任弁識能力」がない。

しかし、民法においては、無能力者による不法行為の場合は、無能力者を監督する法律上の義務がある者(監督義務者)、又は監督義務者に代わって無能力者を監督する者(代理監督者)が損害賠償を負わなければならない。(民法第714条)

「心神喪失者の責任能力」

- ・心神喪失者が他人に損害を加えても、損害賠償責任問わない。(民法第713条)

しかし、民法においては、心神喪失者による不法行為の場合は、心神喪失者を監督する法律上の義務があるもの(監督義務者)又は、監督義務者に代わって心神喪失者を監督する者(代理監督者)が損害賠償を負わなければならない。(民法第714条)

② 責任無能力者の監督者

「監督義務者」

- ・未成年 → 親権者(民法第820条)と、後見人(民法第857条)
- ・成年被後見人については、後見人(民法第858条)
- ・児童福祉施設に入所中の児童で、親権者や後見人がいない場合は、児童福祉施設の「長」(児童福祉法第47条)

「代理監督者」

- ・保育所や幼稚園の保育士
 - ・小学校の教員
 - ・精神病院の医師
- * 加害者が責任能力のない症状を創出して加害行為を行った場合も不法行為責任を問わないとすると、個人の権利が侵害される事態となり、法的安定性と法秩序が損なわれる危険性の観点から、故意又は過失によって一時の心神喪失を招いて加害行為を行い、損害を加えた時は、損害賠償の責任を負う。(民法第713条のただし書き)

(3) 使用者「事業主」の責任によるもの(民法第715条)

① 使用者責任とは

- ・事業のために他人を使用する者は、被用者が事業の執行中に他人に加えた損害を賠償しなければならない。この使用者が負う損害賠償の責任を「使用者の責任」という。

② 使用者責任の成立要件

- ・使用関係が存在すること。
 - * 使用者と被用者の間に実質的な指揮監督関係があること。
(独立して仕事をしている者は、原則として使用関係は存在しない……弁護士、医師、タクシー運転手等)
- ・事業の執行につき第三者に損害を加えたこと。
 - * 職務の範囲に入るかの判断が必要。
- ・被用者の行為が不法行為の成立要件を満たしていること。
 - * 故意又は過失に基づき、被用者に責任能力が存在すること。

③ 使用者責任の免責事由

- ・使用者が被用者の選任及び、監督に相当の注意をなしたとしても、損害が発生したことを使用者が証明したとき、使用者責任を免れることができる。

④ 使用者責任の主体

- ・使用者及び使用者に代わって事業をする代理監督者(工場長、支配人、現場監督者等)。

(4) 工作物責任に関するもの（民法第717条）

① 工作物責任とは

- ・土地の工作物の設備又は、保存の瑕疵によって他人に損害を与えた場合に、第一次的にその工作物の占有者に損害賠償責任を負わせる。（民法第717条）
- ・工作物の占有者が損害を防止するために必要な注意をした場合には、第二次的に工作物の所有者に損害賠償を負わせる。（民法第717条1項ただし書）

② 工作物責任の成立要件

- ・土地の工作物から損害が発生したこと。
 - *建物、石垣、電柱、橋等、「土地に接触して人工的作業を加えることによって成立したもの」
…土地の工作物という。
- ・土地の工作物の設置・保存の瑕疵によること。
 - ◎土地の工作物の設置の瑕疵 → 工作物の築造当時より存在する瑕疵。
 - ◎土地の工作物の保存の瑕疵 → 維持・管理されている間に生じる瑕疵。
 - *自然力、又は第三者・被害者の行為が競合して損害を生じさせた場合でも工作物責任となる、
 - *全く予想外の強風、豪雨という不可抗力によって工作物が破壊され、損害が生じた場合、工作物に瑕疵がなくても損害が生じるほどのものであれば、因果関係がないことから工作物責任は生じない。
- ・占有者には免責事由のないこと。
 - *必要な注意をなしたとき → 損害の発生を現実防止できるだけの措置が必要で、危険なことを公示・通知するだけでは足りない。

③ 工作物の主体

- ・先ほど述べたが、第一次的には、工作物の占有者であり占有者が損害の発生を防止するために必要な注意をなしたことを立証し、免責されたときは、第二次的に工作物の所有者は、損害の発生が不可抗力によるものであることを立証したときは、免責される。

④ 竹木についての責任

- ・竹木の栽植又は、指示に瑕疵があつて他人に損害を与えた場合、竹木の占有者及び所有者には、同様の責任を負わされる。（民法第717条2項）

(5) 動物占有者の責任に関するもの（民法第718条）

① 動物占有者の責任とは

- ・動物が他人に損害を与えた場合、原則として、その動物の占有者または保管者は被害を被った他人に対して損害賠償責任を負わなければならない。
 - *動物から生ずる危険は、かかる危険なものを所持している者が負担すべきであると一種の危険責任の考え方による。

② 動物占有者の責任の成立要件

- ・動物によること。
 - *動物については、動物の性質や種類について制限はなく、人が占有し、又は保管している動物であれば、牛や馬などの家畜に限らず、すべての動物が対称になる。
- ・動物の加えた損害であること。
 - *動物の独立した行動によって発生した損害であり、他人が動物をけしかけて損害を与

えた場合は、動物は加害の単なる道具にすぎず、動物をけしかけた他人についての不法行為が問題になる。

・免責事由のないこと。

*動物の占有者又は、保管者が動物の種類及び、性質に従い相当の注意をもって保管していたことを立証したときは、損害賠償責任を免除される。

*被害者に過失がある場合は、過失相殺が行われる。

(6) 共同不法行為の責任に関するもの (民法第719条)

① 共同不法行為とは

・数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたとき。

・共同行為者の中の誰の行為によって他人に損害を加えたかが判明しないとき。

・不法行為を教唆又は、幫助したとき。

*以上のときは、損害の全てについて各人が連帯して賠償責任を負わなければならない。

② 不要の共同不法行為の成立要件

・共同行為各自の行為が独立して不法行為の成立要件を満たしていること。

◎行為の独立性

・行為の独立性共同行為者の各人の行為がそれぞれ独立して、不法行為の成立要件を充足していなければならない。

*主人が不法占有する場合、主人と同居する使用人、妻、家族等は行為の独立性がない。

◎故意・過失

*共同行為者間に共謀ないし、共同の認識を必要としないことから、故意の者と過失の者、過失の者と過失の者、過失の者と無過失の者との間でも成立する。

◎因果関係

*共同行為者各人の行為と損害発生との間には、因果関係が存在しなければならない。

・共同行為者各自の行為が関連共同性を有すること。

③ 加害者不明の共同不法行為

・共同行為者のうち、いずれの者がその侵害を加えたかを知ることができない時 (民法第719条1項後段) は共同行為者は、狭義の共同不法行為と同時に連携して損害賠償をする責任を負わなければならない。

(成立要件)

・共同行為者に故意・過失及び責任能力があること。

・数人が、共同行為者であること。

◎直接の加害行為でなく、その前後ともいえる集団行動について、観客的共同関係に立つ者。

・共同行為中にある者が、違法行為をなしたことは事実であるが、このうちの誰かの行為によるものであるかが、不明なこと。

④ 教唆者及び幫助者の責任

・教唆(きょうさ)者 → 他人に対して不法行為の実行を決意させた者

・幫助(ほうじょ)者 → 他人の不法行為の実行を手助けし、容易ならしめた者

⑤ 共同不法行為者の責任

・連帯責任の性質

◎各自が連帯して全損害賠償責任を負わなければならない。(民法第719条1項前段)

・賠償の範囲

◎相当因果関係に立つ全損害であり、通常生ずべき損害と予見可能な特別事情による損害。

⑥ 相互の求償権

・それぞれ法廷賠償責任があるときには、その賠償額につき、連帯責任を負う。

(7) 民法以外の法律による義務者

① 国家賠償法の責任に関するもの

ア 公権力の行使にもとづく責任

・意義と性質

* 国又は公共団体の行使に当たる、公務員はその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が賠償しなければならない

(国家賠償法第1条第1項)

・適用範囲

* 狭義説 → 公権力作用の行使と解する。

* 広義説 → 公権力作用に限らず非権力的行政作用に属する公務員の行為についても適用があると解す。

・国又は公共団体の損害賠償責任の要件

* 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が損害を加えたこと。

◎ 公共団体 → 地方公共団体、公共組合、営造物法人がある。

* 公務員がその職務を行うことについて、他人に損害を加えたこと。

◎ 職務行為の場合、自体の構成する場合はもちろん、職務遂行の手段の行為や附随してなされる行為の場合を含み、客観的に職務行為の外形を有すれば、個人的目的や、私的な意図は問わない。

* 違法に他人に損害を加えたこと。

◎ 加害行為が違法である場合に限る。

* 故意又は過失によって、他人に損害を加えたこと。

◎ 行為又は過失の意義は、公務員を基準とするものであって、国又は、公共団体の選任監督上の故意過失ではない。

・効果

* 国又は公共団体は、被害者が被った損害を賠償しなければならない。

・債権

* 国又は公共団体は、公務員に故意又は重大な過失があったときは、当該公務員に対して、求償権を行使することができる。

【要件】

・国又は公共団体が被害者に対して侵害賠償を行ったこと。

・公務員に故意又は重大な過失があったこと。

・公務員個人の責任

* 被害者が加害者である公務員に対して、直接損害賠償をすることができるかについては、否定説と折衷(ほどよく半分)と、肯定的とに分かれている。

(判例 → 通説は否定説である)

*否定 → 公務員個人はいかなる場合も損害賠償責任を負わない。

*折衷 → 故意又は重過失が認められる場合に限り、公務員自身に直接の損害賠償責任が生ずる

*肯定 → 故意又は重過失がある場合は、軽過失の場合も損害賠償責任を負うべき

イ 公の営造物についての責任

・意義

* 国又は公共団体は道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったことによって他人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。(国家賠償法第2条第1項)

・国の賠償責任の要件

* 道路、河川その他の公の営造物であること。

◎行政主体により公の目的に使用される有体物ないし物的設備をいう。

* 公の営造物の設置又は管理に瑕疵があること。

◎設置の瑕疵 → 営造物の設定又は建造に不完全な点があること。

◎管理の瑕疵 → 営造物の維持・修繕ならびに保管に不完全な点があること。

* 他に損害を生じさせたこと。

◎公の営造物の設置又は管理の瑕疵と相当因果関係にある損害である。

・求償権

* 求償権を行使することができる。(国家賠償法第2条第1項)

② 運行供用者の責任に関するもの

ア 運行供用者責任とは

・ 自己のために自動車を運行の用に供する者(運行供用者)は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる(自動車損害賠償保障法第3条)と規定されている。

* 運行供用者 → 自動車の所有者、使用者、賃借人、使用借人、運送業者、陸送業者、整備、修繕業者、自動車販売業等自動車の使用权を有するものだけでなく自動車窃盗、無断運転者、名義貸与者、事業の下請人等も含まれる。

イ 運行供用者責任の成立要件

・ 自動車の運行によること。

* 自動車とは道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車。

(農耕作業の用に供する小型特殊自動車を除く)

* 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動付自転車(自賠責法第2条1項)

・ 他人の生命・身体を害したこと。

* 他人とは、運行供用者及び運転者以外の者と解されているが、自賠責法上は運行供用者及び運転者に該当しなければ他人とするので、運行供用者又は運転者に該当するかどうか、重要な意味をもってくる。

・ 免責事由がないこと。

* 自己及び運転者が自動車の運行に関し、注意を怠らなかったこと。

(予見可能性と結果回避可能性を意味する)

*自動車に構造上の欠陥又は、機能の障害がなかったこと。

(道路運送車両の保安基準その他の関係法規に違反している場合には、通常この要件を充たさないが、保安基準に適合していたからといって、この要件を充たすとは限らない)

③ 公害の責任に関するもの

ア 公害健康被害の補償に関する法律 → 公害保障法

・ 公害補償の目的

*大気の汚染又は、水質の汚染の影響による健康被害に係る損害を補償するための補償と、被害者の迅速かつ構成な保護を図る。

・ 認定

*第1種地域の全部又は、一部を管轄する都道府県知事は、指定疾病にかかっていると認められる者の申請に基づき、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて行わなければならない。(公害医療手帳を交付する。)

・ 補償給付

*療養の給付及び療養費

*障害補償法

*遺族補償法

*遺族補償一時金

*児童補償手当

*葬祭料

イ 公害保障法による補償給付と保険給付との調整

・ 給付免責

*保険給付を行う前に同一の事由について、被保険者が公害補償に規定する補償給付を受けていた場合、保険者は、当該被保険者が補償給付を受けた価値を限度に保険給付を行う義務を免れる。

・ 知事への求償

*国保による保険給付を受けていた場合、都道府県知事は受けていた額を限度に補償給付を免れ、給付を行った保険者は、当該都道府県知事に求償できる。

*給付免責及び知事への求償の手続き

◎都道府県知事から保険者に対し、公害健康被害者につき次の通知がある。

1) 国民健康保険の保険者名

2) 国民健康保険の被保険者証の記号番号

3) 指定疾病にかかっていると認定された者の氏名

4) 指定疾病の種類

5) 公害医療手帳の記号番号

6) 適正な給付免責、求償を行うために必要な事項

*各保険者は、知事の通知を受けて、給付台帳に公害健康被害者である旨を表示する。

*各保険者は、レセプトの点検により、公害健康保険被害者に係るレセプトの抽出を行う。

*レセプトを基に調査した結果、給付免責に該当した場合被保険者に対して保険給付した価格(保険者負担分)の金額について不当利得返還請求権を行使する。

ウ 公害の成立要件

・公害とは

*環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、土地の汚染、騒音、振動、地下の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずること。

・公害と不法行為

*事業者の故意・過失

*加害行為の違法性

◎受任限度は通常人を基準として判断すべきで、異常体質とか、静穏を要する職業とか、被害者側の特殊事情は原則として考慮されない。

◎地域性・雇用の環境は受任限度の重要な要素である。

◎すでに原因の生じている隣地に、被害者が後から、居住するに至った。

◎取締規則違反は受任限度と推測されるが、規則の遵守だけでは責任なしといえない。

◎公共性・社会性ある事業でも、受任限度を超えた侵害に対しては、責任がある。

*加害行為と損害発生との間の因果関係

④ 製造者の責任に関するもの

ア 製造物責任とは

・製造した製品が、小売商を通じて消費者に販売された場合において、その製品の瑕疵によって受けた人身障害ないし、財産障害について製造物責任を負担する。

・製造責任者の成立要件

◎製造業者が、加工、輸入した製造物又は製造物に当該製造者の氏名、商号、商標、その他の表示をしたもの、若しくは、製造者と誤認させるような氏名等の表示をしたものや、実質的な製造業者と認めることができる表示をしたものであること。

・引き渡した製造物であること

(盗まれた製造物の欠陥で生じた損害には、一切の法的責任は負わない)

・製造物に欠陥があること → 立証しなければならない。

・他人の生命、身体又は、財産を侵害したこと

・欠陥と損害との間に因果関係があること

*代位取得 → 不法行為によってケガをさせた場合、保険者へ損害賠償権が移る。

・示談 → いつでも好きなようにできる。

・損害賠償 → 民事の判決による。

・損害賠償権が子どもの場合 → 親となる。

*保険者が、被保険者の第三者に対する損害賠償権を代位取得するために必要な要件として、3つの要件がある。

① 給付原因が第三者の行為に起因していること

・給付原因となる第三者行為には「不法行為」と「債務不履行」がある。

・「不法行為」 → 「一般的不法行為」と「特殊的不法行為」に類型化できる。

・「一般的不法行為」 → 故意又は過失によって、他人の権利ないし利害を侵害した場合にその損害を賠償する責任(過失責任の原則)と、自己の行為によって発生した結果のみ、責任を負う(自己責任の原則)を導入し、民法709条で明文化された。

- ・「一般的不法行為」の代表として、交通事故、障害事件、医療ミスなどがある。
 - ・給付原因となる第三者行為の中で、忘れられないものに、債務不履行がある。
- 被保険者は債務不履行を原因として債務不履行の債務者(第三者)に対し、損害賠償請求権を行使できるので、保険者はその損害賠償権を代位取得することは、可能である。

② 第三者行為に関し保険給付を行ったこと

- ・保険給付には、療養の給付、保険外併用療養費、療養費、高額療養費などがある。
- ・療養の給付は、病院又は診療所で現物給付を受けるものであるが、例えば、国民健康法第36条第1項で

* 診察

* 薬剤又は治療材料の支給

* 処置、手術その他の治療

* 病院又は診療所への収容

* 看護

* 移送

} の給付を行うことを規程している。

③ 第三者行為に関し当該被保険者の第三者に対する損害賠償権が消滅していないこと。
被保険者の第三者に対する損害賠償権が存在していなければ代位そのものがありえない。

第三者に対する損害賠償権が消滅している場合としては、

- ・示談成立後に治療を受けた。
- ・各自の人的損害を各自の負担と確認、承諾した。
- ・被保険者の第三者に対する損害賠償権が時効で消滅した。

(損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年、不法行為の時から20年を経過すると消滅する → 民法第724条)

※損害賠償の範囲と額

《 交通事故の場合 》

① 物的損害

- ・交換価格、修繕料など、現状に回復する程度の損害賠償請求ができる。

② 人的損害

・治療費 → 入院費、治療費、診察費等

・付添料 → 職業的付添人は実費全額

・入院雑費 → 日用品、電話代等 (実情によって必要な限り)

・その他

* 特別室料 → 患者の安全と看護の必要性がある場合、患者の地位や財産等に応じて身分相応な限度で認めるという考え方。

* はり・きゅう → 医師が温泉療法の必要性を認め、直接医師の指示のもとに、療養やマッサージが行われたりするケースであればよいという考え方。

* 通院交通費 → バスで通院できるのにタクシーで通院した場合、合理的理由があったかどうか。

* 栄養費 → 栄養補給のため摂ったものも、一般に治療又は栄養効果があるという考え方。

* 快気祝い → 一般的に認めていない。

- *新聞、雑誌、テレビ → 退屈しのぎとして、価格が高価でない程度で認める。
- ・逸失利益 → 本来入るべき収入が入らないことによる損害。
- * 得べかりし利益の損失ともいう。
- *休業や、後遺障害、死亡等で逸失利益の算出方法が異なる。
 - ◎ 単利計算 → ホフマン式
 - ◎ 複利計算 → ライプニッツ式（合理的）……ライプニッツ係数を使う。
- ・休業損害 → 休業期間中の損失額、有職者、副業などの実質に応じる。
- ・慰謝料 → 精神的損害として、金額で賠償するので、いろいろな事情によって、額に開きがある。（死亡の場合、相続の権利が認められる。近親者が慰謝料の請求権の場合もある）

③ 請求損害

- ・弁護士費用
- ・各種証明書
- ・調査費用
- * 国保法64条の代位求償を行使したにもかかわらず、障害があつて、どうしても債権の取り立てのできないものに対しては、不能欠損処分を行い、滞納整理を行わなければならない。

（ 不能欠損処分 ）

① 過失相殺によるもの

- ・被用者に過失があり、代位求償した保険給付のうち、被保険者の過失相当額だけ減額されて支払いが行われる。

② 請求権放棄によるもの

- ・被保険者が、加害者もしくは、任意保険からある一定の損害賠償を受けて損害賠償権を放棄し、その後さらに国保診療を行った場合、示談成立後の保険給付額に対しては、代位求償できない。

③ 加害者不明のもの

- ・保険者が損害賠償請求権の行使ができない。

④ 相手方無責のもの

- ・相手方の過失を自賠償保険に請求して、相手方が無責であるとの決定を受けた。

⑤ 親族間の事故によるもの

- ・家族の不法行為者に対して、損害賠償権を行使することは、社会通念上考えられないと判断する。

⑥ 賠償能力のないもの

- ・生活保護を受給など、賠償能力がないもの
- ・不法行為の結果、刑事責任を問われ服役するに至ったもの

（ 滞納整理 ）

- ① 支払猶予 → 地方自治法施行令第171条の6による
- ② 損害賠償権の免除 → 地方自治法施行令第171条の7第1項による
- ③ 徴収停止 → 地方自治法施行令第171条の5による
- ④ 債権の申し出 → 地方自治法施行令第171条の4による
 - ・第三者が強制執行又は破産の宣告を受けたことと等を知った場合

⑤ 損害賠償請求権の時効による消滅

・地方自治法の時効に関する規定は、国民健康保険法第64条第1項に規定する損害賠償請求権については、適用されない。（5年でなく3年である。）

・時効の中断には次の措置をとる

* 裁判上の請求、支払督促、和解のための呼び出し、破産手続参加

* 差し押さえ、仮差し押さえ又は、仮処分

* 債務者の債務の承認

● 自賠償保険の場合、被害者は損害を受けたとき(事故発生するとき)から3年以内に請求しないと、請求権は時効により消滅する。（自賠償法第19条）

(*H22.4の自賠法の改正により3年に改正。H22.3.31以前の事故の場合は2年です。)

したがって、代位取得である国保法第64条の代位請求権も事故発生時から3年(2年)を経過すると時効により消滅する。

* 保険給付を行った時から3年(2年)を経過すると時効により消滅という誤った理解がされているので注意すること。

● 治療が長期化し、あるいは請求書類の不備により3年(2年)以内に請求権が行使できないものについては、時効中断申請書により時効中断の証人を受けること。

● 任意保険の場合、誓約書によって債務の承認をさせ、時効中断を行うこと。

● 個人請求場合、誓約書によって債務の承認をさせ、時効中断を行うこと。

● 災害発生から3年を経過すると、基本的には時効が到来し、第三者に時効を援用されると求償ができなくなることから、時効管理が非常に重要となる。

療養の長期化、それに伴う示談の未締結等により、治癒したころには時効が到来してしまう事例が考えられるので、時効を中断し、適正な求償に努める必要がある。

災害発生から3年を経過しそうな案件については、第三者となるものすべてから、別紙様式等により、「債務承認」をとるようにする。

令和 2 年度第三者行為求償事務担当職員研修会

令和元年度における国民健康保険事業の実施状況報告

- (1) 様式 2-1 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書
- (2) 様式 9-2 第三者行為求償事務等実施状況報告書

記入要領

1 この報告書は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間(以下「点検調査期間」という。)において行った国民健康保険分の診療報酬明細書(調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書を含む。以下「レセプト」という。)の点検調査結果を保険者ごとに一般被保険者分及び退職被保険者等分に区分して入力すること。

2 報告書入力についての一般事項

(1) 「枚数」欄は、レセプトの枚数を入力すること。

(2) 「金額」欄は、保険者負担額(附加給付がある場合は、附加給付を含む保険者負担額)を入力すること。

なお、点検の結果、減額及び増額となった場合は相殺した上、千円単位(千円未満を四捨五入)で入力すること。

(3) 「件数」欄は、被保険者1人につき給付発生原因ごとに1件とすること。

なお、同一被保険者について2以上の給付発生原因があり、レセプト枚数又は金額が区分できないものについては、主たる給付発生原因の件数とすること。

(4) 「計」「小計」「合計」「割合」「(6)財政効果等の状況」欄等の項目及び、都道府県集計シート「様式2県計」は、自動的に計算するよう数式等が設定されているが、これが変更されたおそれがある場合(「シート保護」を解除した場合等)は、正しく計算されているか、必ず確認すること。

1 様式9-2は、令和2年3月31日現在にて作成すること。

2 数値が「0(ゼロ)」の場合、入力を省略せず、必ず「0(ゼロ)」と入力すること。

3 様式9-2には、様式2-1(4)と同じ数値を計上しないこと(詳細は次ページにより確認すること)。

様式2-1

令和元年度 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書

レセプト点検を契機とし第三者行為が求償が判明した分を記入すること。
自発的に届出された傷病届等で第三者行為が求償が判明した分は、様式9-2に記入すること。

「第三者行為該当一覧表の件数」欄は、連合会から送付される一覧に掲載された調査年度の総件数(延べ件数)を記載すること。

「受付件数(⑬~⑰欄にあり)」欄は、点検調査期間内の傷病届受付(受理)件数を記入すること。
なお、レセプトの特記事項に「10. 第三」と記載されたものを確認し、傷病届の受理に至ったものを含む。

「30年度以前分引継件数(⑬~⑰欄にあり)」欄は、30年度以前の傷病届受理分を記入すること。
なお、レセプトの特記事項に「10. 第三」と記載されたものを確認し、傷病届の受理に至ったものを含む。

(4) 返納金等の調定状況

区分	給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの													
	⑫ 不正利得・不当利得			第三者行為該当一覧表の件数	⑬ 自動車賠償責任保険									
	調定件数	枚数	調定額(千円)		受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等 待機件数(ウ)	その他件数(エ)	求償実績 調定件数(オ)	枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)
一般被保険者	120	463	6,318	1,068	9	8	0	0	17	101	2,596	2,596	0	0
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	120	463	6,318	1,068	9	8	0	0	17	101	2,596	2,596	0	0
区分	給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの													
	⑭ 第三者直接求償													
	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等 待機件数(ウ)	その他件数(エ)	求償実績 調定件数(オ)	枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)				
一般被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
区分	給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの													
	⑮ 第三者直接求償(自転車)													
	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等 待機件数(ウ)	その他件数(エ)	求償実績 調定件数(オ)	枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)				
一般被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
区分	給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの													
	⑯ 業務上傷病			⑰ 公害健康被害			⑱ その他			⑳ 第三者直接求償				
	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)		
一般被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

・「求償待機等」欄には、被害届を受理したが令和元年度末現在、求償(調定)に至っていないものを記入すること。

・そのうち、「待機件数」欄は、過失割合の未確定(係争中、交渉中)、あるいは、被保険者治療中等により、調定前の待機案件となっているものを記入すること。

・次の「その他件数」欄は、被害状況等の確認中等で第三者求償の可否判断に至っていないもの。また、二次被害(DV等)の懸念や、被保険者の協力を得られない等、交渉手続きが進められないもの、乃至は、求償不能が確定となったものを記入すること。

※入力上の注意(次ページにつづく)

・「⑫不正利得・不当利得」欄には、国民健康保険法第65条第1項の規定により不正利得(例えば、偽って保険給付を受けたとか、不正と知りながら被保険者証を使用した場合等)として保険者負担額を返還(徴収金扱い)させるべきもの及び不当利得として保険者負担額を返還(返納金扱い)させるべきものとして点検調査期間内に調査決定したものについて入力すること。
なお、不正利得とは、偽って保険給付を受けたとか、不正と知りながら被保険者証を使用した場合等、また、不当利得とは、国民健康保険法第56条第1項(業務上傷病及び公害健康被害の補償等に関する法律第14条第2項に該当する場合を除く。)に該当する場合及び第60条、第61条等による給付制限が行われた場合等をいう。
・⑬~⑰欄の「収納額」及び⑳欄の「収納額」欄には、当該年度(4月1日から翌年5月31日まで)に収納した金額を入力すること。

給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの										
交 通 事 故										
自動車・原動機付自転車										
⑭任意保険										
受付件数 (ア)	30年度以前分 引継件数(イ)	求償待機等		求償実績						
		待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)	枚 数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
13	17	0	0	30	187	27,634	27,634	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	17	0	0	30	187	27,634	27,634	0	0	
給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの										
交 通 事 故										
自動車・原動機付自転車以外(自転車)										
⑮個人賠償責任保険(自転車)										
受付件数 (ア)	30年度以前分 引継件数(イ)	求償待機等		求償実績						
		待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)	枚 数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの										
⑯交通事故 小計(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)										
受付件数 (ア)	30年度以前分 引継件数(イ)	求償待機等		求償実績						
		待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)	枚 数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
22	25	0	0	47	288	30,230	30,230	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	25	0	0	47	288	30,230	30,230	0	0	
給付発生原因関係等の点検結果により返納金(徴収金)・第三者納付金として調定したもの										
⑳合計(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+㉑)										
調定件数	枚 数	調定額(千円)	負担額に 対する割合 (%) ㉒/㉓	㉔調定額のうち収納額						
				収納額(千円)	㉔/㉓					
167	751	36,548	0.08	36,227	99.12					
0	0	0		0						
167	751	36,548	0.08	36,227	99.12					

「㉔調定額のうち収納額」欄の「収納額」欄には、「⑩収納額」欄(自動集計)額に、「⑫不正利得・不当利得」、「⑰業務上傷病」、「⑳公害健康被害」、「㉑個人賠償責任保険等」、「㉒第三者直接求償」の各欄に係る「収納額」を加えた額を入力すること。

「㉔/㉓」欄は、「100%」を超えていないか、確認すること。(100%を超えることはない。)

※入力上の注意(前ページからつづく)

- ・「交通事故(⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰)」欄は、自動車・原動機付自転車の事故に係る「自賠責保険」、「任意保険」、「第三者直接求償」によるものについて、第三者行為傷病届の受付件数等と、第三者納付金の調査決定に至らない求償待機等の件数、そして、求償実績(第三者納付金として点検調査期間内に調査決定したもの)として、調定件数、枚数、調定額、収納額、滞納額及び不納欠損額を入力すること。
- また、自動車・原動機付自転車以外の事故分は「㉑個人賠償責任保険」及び「㉒第三者直接求償」欄に同様に入力すること。
- ・「⑰業務上傷病」欄は、業務上の負傷、疾病で、保険者負担額を返還させるべきものとして点検調査期間内に調査決定したものについて、その調定件数、枚数、調定額を入力すること。
- ・「⑳公害健康被害」欄は、第三者行為(交通事故を除く。)及び公害健康被害の補償等に関する法律第14条第2項の規定による求償として点検調査期間内に調査決定したものについて、その調定件数、枚数、調定額を入力すること。
- ・「その他(㉑, ㉒)」欄は、⑫, ⑬~⑯, ⑰, ⑳(不正利得・不当利得, 交通事故, 業務上傷病及び公害健康被害)以外を入力すること。

令和元年度 第三者行為求償事務等実施状況報告書

県番号「46」、保険者番号「3桁」をそれぞれ半角で入力してください(自動表記される。)

都道府県番号	46	保険者番号	
都道府県名	鹿児島県	保険者名	

・自発的に届出された傷病届等で第三者行為求償が判明した分を記入すること。
 ・レセプト点検を契機とし第三者行為求償が判明した分は、「様式2(4) 返納金等の調定状況」に記入すること。

(1) 第三者行為求償事務(診療報酬明細書点検調査以外分)

区分	第三者納付金として調定等したもの										任意保険														
	交通事故 自動車・原動機付自転車 ⑩自動車賠償責任保険										任意保険														
	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
			待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)														待機件数(ウ)						その他件数(エ)
一般被保険者分	21	27	0	0	0	48		9,250	9,250	0	0	33	43	0	0	76		59,939	59,939	0	0				
退職被保険者分	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		1,987	1,987	0	0				
計	21	27	0	0	0	48		9,250	9,250	0	0	33	43	0	0	76		61,926	61,926	0	0				
区分	第三者納付金として調定等したもの										自動車・原動機付自転車以外(自転車)														
	交通事故 自動車・原動機付自転車 ⑪第三者直接求償										⑫個人賠償責任保険(自転車)														
	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
			待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)														待機件数(ウ)						その他件数(エ)
一般被保険者分	3	8	0	0	0	11		495	495	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0				
退職被保険者分	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0				
計	3	8	0	0	0	11		495	495	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0				
区分	第三者納付金として調定等したもの										⑬交通事故 小計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)														
	交通事故 自動車・原動機付自転車以外(自転車) ⑬第三者直接求償(自転車)																								
	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	受付件数(ア)	30年度以前分引継件数(イ)	求償待機等		求償実績			枚数	調定額(千円)	収納額(千円)	滞納額(千円)	不納欠損額(千円)	
			待機件数(ウ)	その他件数(エ)	調定件数(オ)														待機件数(ウ)						その他件数(エ)
一般被保険者分	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	57	78	0	0	135		69,684	69,684	0	0				
退職被保険者分	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		1,987	1,987	0	0				
計	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	57	78	0	0	135		71,671	71,671	0	0				
区分	第三者納付金として調定等したもの										⑭合 計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)														
	⑮業務上傷病					⑯公害健康被害					その他 ⑰個人賠償責任保険等(自転車事故以外) ⑱第三者直接求償														
	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	調定件数	枚数	調定額(千円)	⑲/⑳
一般被保険者分	0		0	0		0	0		0	0		0	135		69,684	0		69,684	0		71,671	0		71,671	100.00
退職被保険者分	0		0	0		0	0		0	0		0	0		1,987	0		1,987	0		1,987	0		1,987	0.00
計	0		0	0		0	0		0	0		0	135		71,671	0		71,671	0		71,671	0		71,671	100.00

(2) 給付制限該当状況(診療報酬明細書点検調査以外分)

区分	給付制限該当		
	枚数	件数	金額(千円)
一般被保険者分		0	0
退職被保険者分		0	0
計		0	0

・令和2年3月31日現在で作成すること。
 ・色つけの全入力欄は、数値が「0」の場合、入力を省略せず、必ず「0」(ゼロ)と入力すること。
 ・金額欄は全て「千円」単位(千円未満を四捨五入)で入力すること。

「⑭調定額のうち収納額」欄の「収納額」欄には、「⑱収納額」欄(自動集計)額に、「⑲業務上傷病」、「⑳公害健康被害」、「㉑個人賠償責任保険等」、「㉒第三者直接求償」の各欄に係る「収納額」を加えた額を入力すること。

「㉒/㉓」欄は、「100%」を超えていないか、確認すること。(100%を超えることはない。)

<p>相談内容等</p>	<p>リストカット(自殺未遂)による受診であるが、第三者行為とみなして保険適用外として取り扱うべきか、精神疾患のある人とのことであるので、第三者行為とせず保険適用とすればいいのか。 精神疾患等がある場合、病名に精神疾患が無いと該当しないのか、又は、手帳等を持ってないといけないのか。</p>
<p>回答等</p>	<p>国民健康保険法 第60条「被保険者が、自己の故意の犯罪行為により又は、故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は行わない。」(絶対的給付制限)、第61条「被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり又は負傷したときは、(中略)療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる」となっている。 故意に疾病にかかり又は負傷した時とは、傷病の発生についての認識がある場合をいい、自ら傷つけるとか、自殺未遂等が考えられる。 しかしながら、自殺という行動自体が、異常な精神状態と考えられる場合等は、判断能力の欠如等として故意とみなされない場合が多い。 自殺は、この場合に該当すると判断されることが多く、通常の保険給付が行われる場合が多い。 精神疾患の病名や手帳等が無いから第三者行為とするというのではなく、そのときの精神状態により判断すべきと考える。 保険者が、医師の意見を聞くとか、レセ等で判断せざるを得ないのでは無いかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(902)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>第三者行為求償について 免許停止中に飲酒運転し事故を起こした車に同乗し、怪我のため入院となった被保険者の件。 国保連合会に求償の相談をした際、給付制限が必要ではないかと話したところ、給付制限の可能性があるのであれば、県にも相談するようとのことであり、給付制限がある場合は、求償できないようなことをいわれた。 当件は、給付制限が必要と考えるが、どのような対応となるのか。 なお、当該車は、定員オーバーで運転しており、あと同乗者は3人いるが、負傷して受診した、また、国保であるか等はわかっていない。 入院している人は、短期証を発行している人であるが(3万円ほど滞納)、運転者がこの人の滞納税の納付のために近々来庁予定である。</p>
<p>回答等</p>	<p>当件の場合、同乗者も、運転者が飲酒運転であることを認識し、同乗しているようであるため、国民健康保険法第61条【闘争泥酔等による給付制限】(相対的給付制限)「被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。」に該当すると思われる。この場合、制限の程度を決定する尺度は具体的なものはないので、研修会等で参考資料として出している他県の『療養給付の制限実施要綱』を参考に、保険者で判断すること。 なお、国保連合会に確認したところ、「飲酒運転等の場合、飲酒度合いによっては、自賠責保険・任意保険は適応されない場合がある。保険が使える給付制限があった場合は、給付制限分を除いた分について国保連合会で取り扱える。任意保険が無い場合でも、国保連合会に求償を委任していれば、その分を国保連より運転者に請求する。」とのこと。 近々、当事者の運転者が来庁とのことであるので、事故の状況を詳細に確認の上給付制限の有無、制限割合等を判断すること。 なお、保険会社等に保険者負担分を求償しても、「好意同乗減額」される可能性もある。その場合、減額分は、被保険者に請求となる。 ※「好意同乗減額」・・・運転手が被害者を好意や無償で同乗させた場合に運転手の過失により事故が発生した場合、被害者の運転手に対する請求が減額されること。 今回の場合で言うと、『運転手が飲酒をしていると知りながら同乗して事故にあった場合』である。</p> <p style="text-align: right;">(908)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>酒気帯びによる自損事故で負傷の事例である。(本人のみの自損事故) 給付制限が必要と思われるが、この場合、絶対的給付制限となるのか、相対的給付制限となるのか。 「鬱(うつ)」の薬を飲んでおり、事故の際のことはあまり覚えていないとのことである。</p>
<p>回答等</p>	<p>原則、酒気帯び運転による傷病は保険給付外である。 国民健康保険の保険給付の制限に関しては、各市町村により要綱にて取扱いが定められているところもある。定められていない場合は、国保法に基づいて、市町村で判断することになる。 法60条の『絶対的給付制限』に該当する場合は、①法令に違反し処罰の対象になる行為をした ②その行為は故意に行った ③その行為と負傷したこととの間に相当因果関係がある、この3つを満たしている必要がある。 また、「被保険者が闘争・泥酔又は著しい不行跡により疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷にかかる療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる」とする『相対的給付制限』がある。(法61条) 制限の程度を決定する尺度は具体的なものはないため、60条の取扱いを基礎として個々の事例ごとに、保険者にて妥当な制限を行うことになる。 他県の状況等を見ても、『酒気帯びによる自損事故で、他人に危害を与えてなく、初回の場合、始末書を徴するというのが多いようである。2回目には5割の給付制限。但し、絶対的給付制限に該当する場合は除く。』というところが多いようである。 これらを参考に保険者で判断してもらうこととした。 また、『自損事故による傷病届』を参考に作成し、この傷病届の内容により、給付制限等について判断すればいいのではないかと話す。</p> <p>(※夕刻、環境林務課環境保健係より、当該患者は、水俣病の手帳を持っている人で、水俣病に起因する'うつ病'があり、水俣病総合対策医療事業からの支出となる予定であるため、当件の出水市からの相談内容や回答等を教えてほしいとのことであったため、受付簿の内容や他県の市町村における給付制限実施要領等をメールする)</p> <p>(952)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>給付制限を行わなければならない事例の場合、事故等の発生状況等を調査するという権限の法的根拠はどこか。</p>
<p>回答等</p>	<p>問い合わせの、調査権限については、記載されているかどうか、はっきりしなかった。</p> <p>国民健康保険法第61条【闘争、泥酔等による傷病の給付制限】（相対的給付制限）「被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部または一部を行わないことができる。」とあり、この判断をするために、調査することになるため、ここが該当するのではないかと考える。</p> <p>国保連にも問い合わせてみたが、はっきりしなかったため、第三者行為求償アドバイザーの鹿児島県担当の杉本先生に問い合わせるよう話した。</p> <p style="text-align: right;">(1094)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>『左橈骨神経障害』のためということで左上肢の装具の申請があった。 医証でははっきりしなかったため、医療機関に問い合わせたところ、 医療機関の注射の際、神経を痛めたことによる神経障害とのことで、 医療機関が全額支払うとのこと。 レセプトも取り下げる予定とのことであった。 この場合は、第三者行為となり、国保から支給はしないと考えていい のか。</p>
<p>回答等</p>	<p>貴見の通り。 医療機関側の責任による障害の発生であり、医療機関側もそれを認 んでいるため、第三者行為と判断してよろしいと考える。 装具費用についても、加害者側に請求することになるため、申請書を 受理せずに医療機関に直接請求するように話せばいいと考える。</p> <p style="text-align: right;">(1110)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>第三者行為について 青信号で交差点を通行していた時、歩行者が赤信号にも拘らず飛び出してきたため、急ブレーキをかけ、止まった。 歩行者との接触はなかったが、後ろから来ていた原付バイクが車に追突し、原付バイクの運転手が負傷した。 警察の事故証明によると、急ブレーキをかけて止まった車と、追突した原付バイクの責任割合は、原付の前方不注意ということで、0:10と全て原付バイクの責任となっている。 原付バイクの運転者の受診分は、第三者行為となるのか、また、歩行者に責任を問うことはできるのか。</p>
<p>回答等</p>	<p>(国保連合会にも確認する) 原付バイクの責任割合が100%ということなので、当該交通事故の場合、第三者行為とはならず、自損事故扱いとなるため、診療については、国民健康保険となる。 ただ、負傷した原付バイクの運転者が、赤信号で歩道に飛び出してきた歩行者に対して、責任を問うというのであれば、保険給付分については、歩行者に対し直接請求することになる。 この場合は、犬咬傷時や喧嘩等の場合の加害者直請求と同じ扱いで国保連に委任することになるが、このような事例はあまり聞いたことがないとのこと。不明な点や請求方法等で分からないところ、詳細な説明等、必要であれば国保連合会に問い合わせてくださいとのこと。</p> <p style="text-align: right;">(1135)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>酒気帯びによる自損事故で負傷の事例である。(本人のみの自損事故) 医療機関より、保険が使えるかとの問い合わせがあった。給付制限が必要と思われるがどのような対応をすればいいか。現在も入院中で、手術を行っており、今後、皮膚移植も必要とのこと。なお、当町には給付制限等に関する取り決めはとくにはない。</p>
<p>回答等</p>	<p>原則、酒気帯び運転による傷病は保険給付外である。 国民健康保険の保険給付の制限に関しては、各市町村により要綱にて取扱いが定められているところもある。定められていない場合は、国保法に基づいて、市町村で判断することになる。 給付制限には「絶対的給付制限(法60条)」と「相対的給付制限(61条)」がある。 法60条の『絶対的給付制限』に該当する場合は、①法令に違反し処罰の対象になる行為をした ②その行為は故意に行った ③その行為と負傷したこととの間に相当因果関係がある、この3つを満たしている必要がある。 また、「被保険者が闘争・泥酔又は著しい不行跡により疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷にかかる療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる」とする『相対的給付制限』がある。(法61条) 制限の程度を決定する尺度は具体的なものはないため、60条の取扱いを基礎として個々の事例ごとに、保険者にて妥当な制限を行うことになる。 他県の状況等を見ても、『酒気帯びによる自損事故で、他人に危害を与えてなく、初回の場合、始末書を徴するというのが多いようである。2回目は5割の給付制限。但し、絶対的給付制限に該当する場合は除く。』というところが多いようであるが、これらを参考に保険者で判断するように話す。 (後刻、保険者より電話があり、3月分について、10割の給付制限を行い、4月以降分については、保険給付とすることとしたとの連絡あり。)</p> <p style="text-align: right;">(1196)</p>

<p>相談内容等</p>	<p>第三者行為（交通事故）の被保険者である。（過失割合が7割とのこと） 保険税の滞納がある。限度額認定証を出してほしいとのことであるが、 滞納者には限度額適用認定証の交付ができないので、高額貸付制度の利用 しかない状態である。 第三者行為の場合、高額療養費の支給はできるのか。 いくつかの自治体に問い合わせてみたところ、第三者行為（交通事故） の場合、高額療養費の支給はできないとしていた。</p>
<p>回答等</p>	<p>保険税の滞納がある場合は、限度額適用認定証の交付ができないため、 高額貸付制度での対応となる。 また、高額療養費該当分についても、保険者が代位取得することにな るため、支給することはできる。</p> <p style="text-align: right;">(1238)</p>

V 市町村における保険給付の適正な実施

5 第三者行為求償事務や過誤調整の取組強化

(1) 第三者行為求償事務の取組強化

国保事業の健全な運営を確保するため、第三者行為求償事務について、一層の取組強化を図る必要があり、関係機関・団体と連携し以下の取組を実施する。

① 交通災害共済の情報活用及び消防機関との連携

- ・ 市町村においては、交通災害共済の情報を活用するとともに、消防機関と連携し、救急搬送記録の提供を受けるなどにより、第三者行為の発見に努める。
- ・ なお、情報等を活用する際は、各市町村の個人情報保護条例の取扱いを確認し、必要な手続きを行う。

② 食中毒、喧嘩、ペットによる咬み傷などの発見拡大

- ・ 食中毒等の発見拡大に向け、レセプト特記事項への「10. 第三」の表示について周知徹底を図るため、外科、整形外科以外の医療機関に対しても、県国保連合会から依頼文書を送付する。
- ・ 保健所から食中毒発生状況に係る情報提供を受けるためには、個人情報に係る手続き等を踏む必要があることから、県において、引き続き研究していく。
- ・ 県国保連合会が作成する「国民健康保険第三者行為該当者一覧表」の抽出対象については、「脳挫傷」だけではなく第三者行為が疑われる「食中毒」や「犬咬傷」等も対象とする。

③ 各種支給申請書の活用

療養費等の各種支給申請書については、各市町村において必要な手続きを行った上で、第三者行為の有無の記載欄を設置することを標準とする。

④ 周知広報の強化

- ・ 各市町村のホームページに第三者行為求償事務のページを設け、傷病届の提出義務について記載するとともに、傷病届の様式を掲載しダウンロードできるようにする。
- ・ また、被保険者向けに送付する医療費通知や高額療養費申請の勧奨通知及び被保険者証の更新時に同封するチラシ等を活用し、周知に努める。

保険者努力支援制度(令和3年度市町村分)における評価指標

【固有指標⑤第三者求償の取組状況】

令和2年度実施分

第三者求償 (令和元年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っている場合	5	1663	95.5%
② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一して、代行されている場合(全様式が統一されていない場合は2点)	5 (2)	1490 107	85.6% 6.1%
③ 第三者求償事務に係る評価指標(2必須指標)について、前年度の数値目標を達成している場合(平成28年4月4日国民健康保険課長通知)(1指標のみ達成の場合は3点)	5 (3)	419 622	24.1% 35.7%
④ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の2種類以上の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築している場合(1機関のみの場合は4点)	8 (4)	784 419	45.0% 24.1%
⑤ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページ等において、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式(覚書様式)と、第三者行為の有無の記載欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしている場合	5	1424	81.8%
⑥ 国保連合会等主催の第三求償研修に参加し、知識の習得に努めている。また、顧問弁護士、行政書士等の専門家の助言などを得て、課題の解決に取り組んでいる場合(研修参加のみの場合は3点)	6 (3)	1072 601	61.6% 34.5%
⑦ 求償専門員の設置や国保連合会と連携、債権回収の庁内連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っている場合(請求すべき案件がない場合も含む)	6	1613	92.6%

令和3年度実施分

第三者求償 (令和3年度の実施状況を評価)	配点
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っていることを前提として、第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一して、代行されている場合(全様式が統一されていない場合は7点)	10 (7)
② 第三者求償事務に係る評価指標(2必須指標)について、前年度の数値目標を達成している場合(平成28年4月4日国民健康保険課長通知)(1指標のみ達成の場合は3点)	5 (3)
③ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の2種類以上の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築している場合(1機関のみの場合は4点)	8 (4)
④ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページ等において、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式(覚書様式)と、第三者行為の有無の記載欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしている場合	5
⑤ 国保連合会等主催の第三求償研修に参加し、知識の習得に努めている。また、顧問弁護士、行政書士等の専門家の助言などを得て、課題の解決に取り組んでいる場合(研修参加のみの場合は3点)	6 (3)
⑥ 求償専門員の設置や国保連合会と連携、債権回収の庁内連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っている場合(請求すべき案件がない場合も含む)	6



【令和3年度指標の考え方】

- 自治体の達成状況を踏まえ、指標の見直しを行う。